

平成20年第1回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成20年3月10日(月曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一将君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	細野博文君
建設課長	中鉢武美君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
総務担当主査	桜井保志君

議事日程

日程第1 議案第5号 足寄町名誉町民条例の一部を改正する条例(総務産業常任委員会) < P 3 >

- 日程第2 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜P3～P4＞
- 日程第3 議案第7号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜P4＞
- 日程第4 議案第8号 足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜P4～P5＞
- 日程第5 議案第9号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜P5～P6＞
- 日程第6 議案第15号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（文教厚生常任委員会）＜P6＞
- 日程第7 議案第16号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（文教厚生常任委員会）＜P6～P7＞
- 日程第8 一般質問＜P7～P47＞
- 矢野利恵子議員 P7～P14
 - 榊原深雪議員 P14～P20
 - 後藤次雄議員 P20～P29
 - 熊澤芳潔議員 P29～P34
 - 谷口二郎議員 P34～P47

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 3月7日に開催されました第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、3月4日の本会議で総務産業常任委員会に付託いたしました議案第5号から議案第9号、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第15号、議案第16号の審査報告を受け、審議いたします。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議案第5号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第5号足寄町名誉町民条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第1回足寄町議会定例会（3月4日）において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

議案第5号足寄町名誉町民条例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 3月5日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町名誉町民条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第5号足寄町名誉町民条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号

議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第1回足寄町議会定例会（3月4日）において付託されました事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

議案第6号職員の育児休業等に関する条

例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 3月5日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第6号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号

議長（吉田敏男君） 日程第3 議案第7号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第1回足寄町議会定例会（3月4日）において付託された事件につい

て、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

議案第7号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 3月5日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第7号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号

議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第8号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する

条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第1回足寄町議会定例会（3月4日）において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

議案第8号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 3月5日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

議案第9号

議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第9号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 大久保優君。

総務産業常任委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第1回足寄町議会定例会（3月4日）において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

1. 事件名

議案第9号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 3月5日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第9号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号

議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第15号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 谷口二郎君。

文教厚生常任委員会委員長（谷口二郎君）

委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年第1回足寄町議会定例会（3月4日）において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告をいたします。

1. 事件名

議案第15号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 3月4日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本

件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第15号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号

議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 谷口二郎君。

文教厚生常任委員会委員長（谷口二郎君）

委員会の審査報告を申し上げます。

平成20年第1回足寄町議会定例会（3月4日）において付託された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告をいたします。

1. 事件名

議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 3月4日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第16号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

一般質問

議長(吉田敏男君) 日程第8 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 通告に従いまして一般質問を行います。

足寄駅駐車場を使いやすくすることについて、お聞きします。

銀河ホール21地区整備方針が出されましたが、駅の駐車場から西町へ行くには、今までどおり回り道をしなければならない計画になっています。

車で国道から入った場合、南北どちらの駐車場に入っても、そこが満杯なら、すぐに西町へ抜けることができるような、だれにでも使いやすい整備をすることはできないか、お聞きします。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) 矢野議員の一般質問にお答えいたします。

西町への交通アクセスの道路整備についての御質問でございますが、銀河ホール21周辺整備計画につきましては、行政報告及び行政執行方針で述べさせていただいたように、鉄道廃止後の周辺整備のあり方につきましては、総務建設・産業経済常任委員会を初め多くの関係団体等からの御提言や御意見をいただき、整備方針を確立したところであります。

す。

国道から西町への交通アクセスの道路整備につきましては、現整備計画において、南駐車場は普通車中心の駐車場であり、北駐車場は大型車を中心とする駐車場として位置づけをしております。

歩行者につきましては、新設の南1条通、銀河ホール南側の駐車場、多目的広場、銀河ホール内の通路及び北側駐車場からも西町に通ずる計画となっておりますので、支障はないものと考えております。

今後とも、地域住民、町議会及び各種関係団体等の御理解と御協力を得ながら、事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長(吉田敏男君) 再質問を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 今、説明によると、北側駐車場から西町へ抜けれるようになっているとのことですが、これについては事前に職員の人にも確認し、そして3月4日に渡された銀河ホール21地区整備方針概要図の中にも、北側駐車場から西町へ抜ける計画の道がついていない、これはどういうことなのか、お聞きします。今の説明と違うので、なぜそのように違ってくるのか。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) お答えをいたします。

先ほど答弁で通じると申し上げたのは、歩行者については通じているということでございます。

先ほどの答弁でちょっと言葉足らずだったのかなというふうに思いますけれども、車につきましては南1条通ということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長(吉田敏男君) 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 私、一般質問で言っているのは、歩行者が入りやすいようにしてくれということを行っているのではなくて、車が入った場合に車で抜けるようにしてほしいと、私が質問した趣旨とまるで別なことの趣旨を答えるのは、ちょっといかがなものかなと、やはり問題の趣旨に沿った答え方をしていただきたいな。

つまり、車で通れるようなことはやってないということですよ。それを何とか、車が入った場合、町に住んでる人は、車が入った場合は、回り道していけば向こうの方のあいだのところへ行けるなということは考えられるけれども、観光客が来た場合に、詳しくわからないものだから、せっかくイベントをやって観光客が来ても、とめるところがないということを出ていってしまう。そういうことがあるから、それを解消するために車で西町の方面へ行けるそういう道をつくってもらいたい、そのことについてのお答えをお願いします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほども答弁申し上げたとおり、この計画につきましては、改選前でありますけれども、議会の方でも当時は総務、さらには産業両委員会合同委員会で、これは私どもも一緒に現地調査もしていただきながら、例えば北1条通のところでは抜けないかというような検討も、もちろん私どももいたしましたし、さらには合同委員会でもそれは現地調査もしていただいた。

これはやはり交通安全対策上の問題、さらには西町との高低差の問題、それから計画しております北側駐車場の活用の問題、仮にそこに入れたときには駐車場が分断をされると。

先ほどもお答えしたとおり、北側駐車場につきましては大型車を中心とする駐車場、さらにはバス等のバスタッチといいましょうか、そういった計画もされておりますから、

これは不可能というそういった一定の判断にも立ちまして、これは御案内のとおり南1条通から西町の方にアクセスをするというような計画になっておりますので、決して検討何もしてないということではなくて、あの地区、どういう整備をしたら一番いいのかということで、議会初め関係団体、町民の方々等からの意見聴取も含めて実施をした結果、今議会に資料として提出いたしました概略図のような形になっているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 話し合ったということなんですけれども、その話し合いで出された意見を余り取り入れてくれなかったと私は聞いているんですよ。

例えば、段差がある危険な道路だ、段差があるから道路ができないなんて、そんなことにはならないと思うんですよ。今の時代、トンネル掘ってでも道路というのはつくっていく。

そういうことから考えたら、旧踏切、ずっと北5条1丁目ぐらいのそこら辺のところに、特別養護老人ホームへ行く方の道路ですよ、あの段差、きつい段差に比べたら、はるかに緩い段差の道路ができるんじゃないか。

やはり今まで話し合った結果、その話し合いの中身ですけれども、話し合ってもそれを取り入れてくれなかったというふうに聴いているんですよ。だれが考えても、あそこは真っすぐ通すべきじゃないか、北1条のところは。

それについては、対面する向こう側の大きな商店の方からも、道路をつくるために何千万か寄附をするとまで言ってきた、それなのにその意見を取り入れないで道をつけなかった、それには何か理由があるのか、そこのところをお伺いします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

少なくとも、計画をつくっていく上においては協議の積み重ねが必要でありますし、これは矢野議員そういうお話であれば、当然じゃあ議会としても一定の意思表示がされているわけでありますから、それは矢野議員さんも議員という立場の中で、当然そのときには在籍はしていなかったというふうには思いますけれども、それはやはり今現在議員さんでありますし、もっと言えば一般質問をされているわけでありますから、その辺の経過についてもしっかり吟味をしていただいて、決してあの地区については道路だけで検討しているということではないということであります。

あの地区をどうするのかと、残念ながらふるさと銀河線が廃止になってしまったと、そのことを踏まえながらあの地区をどう活用していくのか、さらには銀河線がバスに転換をされたということもあって、ここの利便性をどう図っていくのか、そういったことをトータル的に皆さんからいろんな知恵を出していただいて、結果として取りまとめた結果として、お示しをしているような計画案になっているということですのでございますから、ぜひその点につきましては、矢野議員さんも検証も含めてぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ言わせていただきますけれども、意見については全然取り入れてくれなかったというお話でありますけれども、私は、決してそんな認識は持っておりません。いろんな方々が集まっていたいただいて協議をしていただいて、出た結果がこういう結果だということですのでございます。

それともう一つ、何か寄附何千万ですか、そういうお話もありました。私は、そういうことは一切聞いておりません。どこから出たお話かもわかりませんので、その点については私の方からお答えすることはできません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 寄附じゃなくて、その店側が自力でそこに道をつけようとしていたという、そういうことがあったという話も聞いています。その話を全然知らないということにはならないんじゃないかと。

でも、私は、書面で約束こそ取っていないけれども、町側がちゃんと向こうへ抜けれる道をつくってくれれば、そういう約束をしていた、そのように聞いております。

バスタッチなんですけれども、わざわざ狭い駐車場をより狭くしてつけることよりも、道路上に普通の国道にあるように切り込みを入れて、そしてそこをバス停にする、そういう使い方も考えられたはずだ。

住民が使いやすいやり方というのは幾らでも考えられるはずだし、今まで相談してきたからそれでいいというものではない。みんな公聴会を開いてここをどうするかということを開いた覚え、私もないですよ、私は見ているけれども。

次は、南1条通の方ですか、わざわざ遠回りして南1条通の方に行く、そしてこれで見ても何メートルですか、これ、200メートルぐらい遠回りしていくんですか、こういうやり方ではなくて、もっとまともなやり方、例えばこの商店さんはいやがっているのを、無理やり6,000万円以上もかけて直接施行をして、遠回りの道をつくっていくわけですよ。そうではなくて、本当に直抜けるようなそういう道をつくってほしいというのが一般的な町民の要求なので、それに答えていただきたい。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） まず、最初の方のお話でありますけれども、これは先ほどもお答えしたとおり、町は一切約束もしておりませんし、私も、独自でつくるだとか、あるいは何千万かの御寄附をいただけるなんていうお話は一切ございません。

少なくとも議員さん、あえて申し上げますけれども、ここは本会議の場でありますから、憶測だとか、そういうことでの発言はこれはいかがなものかというふうに私は思いますので、これはやはりしっかりとその事実関係も確かめた上で話をいただかなければ、私からの答弁のしようもないということだというふうに思いますので、ひとつその点については、あえて私の方から言わせていただきます。

それから、バスタッチの関係につきましても、当然道路上にできないかだとか、そういった検討も当然いたしました。いたしましたけれども、最終的な取りまとめいたしましたは、お手元に配付したとおりということでございます。

それから、御質問の趣旨がどうも、ちょっと私、頭が悪いせいか理解しかねるんですけども、銀河ホール21周辺整備どうあるべきかということで協議・検討をしてきたということでございますから、例えばどこかの商店があるから、その利便性で云々かんぬんということが目的ということではないということでございます。

ただ、全体としてですよ、町全体として町民の皆さん方の交通アクセス含めて、当然どうあるべきかというものは、当然検討・協議もすべきだというふうに思いますし、そのことも含めて検討をしてきたということでございますから、ぜひその点については御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） ちょっと矢野議員に申し上げます。今お話がありましたように、事実に基づいた確証のある発言をしていただかないと、その場所ではまずいと思いますから、注意を申し上げます。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これについては、事前に話し合ってきたという各議員さんのお話から、なぜそういうことができなかつたのかなというこの単純な疑問から出たわけで

すけれども、それにしても、こういう住民が不便な、だれが見ても不便な方向性で道路をつけていく、だれが見ても不便なやり方でこの周辺整備をしていく。

今はいろんな理屈をつけてそれでいいということになるかもしれないけれども、この事業が終わったときに、この地形でこのやり方で何て使いにくいんだろう、住民がやってほしいという思うことをやらないで、理解のできない不便な道づくりをしていくと、結局今の政権ではだめだという考え方になっていく。

いろんな人と今まで話し合っ、それを説得してきたからいいというものではないと思う。本当に住民が何を要求しているか、そこを一番に考えていかなければならないと思う。それを頭に入れて、本当に何年たった後でもこれでいいと住民が判断できるような、そういうやり方でこの整備をやってほしい。

まあ、やらないと言うんだから、今さらこれ以上どう言ってもどうしようもないけれども、ただ、本当に自分たちの都合だけではなくて、住民全体のことを考えた整備の仕方をやっていってほしい。

議長（吉田敏男君） ちょっと矢野議員に申し上げます。もう一度行政報告をお読み直しをいただきたいというふうに思います。

それはどういうことかといいますと、今言ってるようなことの中身ですね、周辺整備については、91ある自治会の皆さん方の意見も取り入れた、あるいは議会の総務産業常任委員会の意見も取り入れた、そういう形の中で、それからまた銀河ホール21の関係につきましても、行政も入りますし、商工会、観光協会、あるいは農協等もいろいろと総体的に相談をしながら決定をしたのが今回のこの図なんですよね。

ですから、そこら辺もよく、住民の要望と言いますけれども、住民の要望は十分に反映してるということだというふうに私自身は思っておりますけれども、そういった観点か

ら御発言をいただきたいなというふうに思います。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 91ある自治会の人の意見を聞いたと言いますけれども、うちの自治会、聞かれた覚えはないんですよ。とりあえずその91ある自治会の人たちにどんな意見がありますかと聞いて、ただそれで放っておいて、それに対して出てきた意見の人を聞いたということですか。つまり手続上はそれで済んでいると。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) 先ほどからお答えをしているとおり、この計画、もっと言えば、この駅周辺整備にかかわらず何か整備事業、あるいはこんなことをやっていこうという上においては、当然物によっては行政だけで判断をすること、あるいは地域の住民の方々、あるいは関係諸団体との協議も含めて物事を進める。

何よりも最終的には、予算的なことも含めて議会の承認をいただければ、これは物事は進まないわけでありますから、そこら辺の手続は、私としては遺漏のないような形で進めてきたというふうに思っておりますし、もっと言えば、この事業についても、当然いろんな法的な規定といたしますが、ございます。

これは法に基づく計画決定でありますとか、あるいは私が何ぼこういう整備をしたいというふうに思ったって、町の単独費だけでは当然できないということでありますから、これは国なり、あるいは道からもいろんな補助金、あるいは交付金等々を認めていただいて事業を実施をするということになりますから、決していい加減な、例えば私が何ぼ首長だといっても、私が勝手に絵図面をかいまして勝手に進めると、これはそんなことが通るというふうに私は思っておりませんし、もちろんそんなことする気もありません。

私は、いろんな町民の皆さん方の知恵、あるいは協力をいただきながら、このまちづく

りを進めていきたいということが、何回も表明しているとおり、それが私の基本としているところでございますから、ただ、本当に足寄町民全住民が、私が提案すること、あるいは説明会するといっても、全員が参加をしてくれたり、あるいは全員の方々が御意見を出してくれる状況になっているかというところ、これは現実問題として、なかなかそういう状況にもなっていない。

例えば、何かの説明会をするときにあっても、該当者が例えば100名いる該当者、実際に集まっていたのは2割だとか3割だとかというのがこれまた現実ということもございまして。

しかし、これはいろんな手続を進めていく上では、その所定の規定に基づいて進めていくということをこれは否定をされるようなことになれば、何も進んでいかない、もっと言えば、町民のどなたかが言ってますよと、これを既に確認をしてきていることを覆すようなこと、これは100%ないとは言いきれませんがもしもかもしれませんが、私は、やっぱり進め方としては、一つずつ積み重ねをしていって、そしてこういう形でいこうということで合意形成を図って事業を進めていくということが基本だというふうに思ってますから、その点は特段の御理解をいただきたいなというふうに思いますし、それから先ほどの発言の中にもちょっとありました、これやっぱり私、気になるんですけれども、議会でどうにもならなかった。

これはやっぱり矢野議員さんも現職の議員さんでありますから、それは仮に議会として問題があるんだとすれば、やっぱり議会の中で矢野議員さん問題提起をして、以前はこうだったようだけどどうだったんだという議論をしていただいた上で、私に対する質問なら質問、それはやぶさかでないというふうに思いますけれども、私は、そのことをひとつ強く申し上げておきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） その91自治会にあの駅のやり方について聞いたと言うんですけども、その91自治会のうち、それに応じて意見を言った自治会は幾つぐらいですか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） その点も行政報告でちゃんと申し上げております。もう一度言いますか。91自治会に意見・提言を求め、19自治会からの回答を得たということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 91のうち19しか、要するに半分以下ですよ。もし議会だったら、そんな半分以下のときだったら決定なしと、もう流会になるような形の中で、そして決めていったと。

これしか参加しなかったからそれでいいんだということにはならないと思うんですよ。やはり住民がいるからこそ役場はある、出てくれなかったら、こちらから訪ねて行って、そして相手の意見を聞く、そういう姿勢があってもいいのではないかと。みんなに意見を聞いたけど、出てこなかった、出てこないお前たちが悪いって、そんなことにはならないと思うんですよ。

みんないろいろ仕事も持っているし、指定された時間帯にもやれないし、指定された期日までに返事も書けないということもあると、そういうことを考えたら、ただ偉そうに、こういうのがあるから意見を出せではなくて、こちらの方から訪ねて行って、そして相手の意見を聞くというそういう真摯な姿勢が役場の職員には必要なんではないかと私は常日ごろから考えているんですけども、こうやってみんなの意見聞いたよって、だからこれしか出てこなかったし、これだけの意見で、ちゃんと機会を与えたんだからそれでいい

いんだという単なるアリバイづくり、そういうようなことで町政を進めていって、住民の要求と乖離したことをやっていったら、本当に町も大変なことになって、ますます寂れていく状況になってしまう、その点を私は言っているんです。

法的に何でもない、今までも手続上何でもなくて、そうではなくて、住民の意見をどのように酌みとって、本当に足寄町の将来にとっていいことをやっていくのか、そのことについて言っているんで、手続上何でもなくて、そういうちょっと次元のことを言っていないので、それについてきちんとした今後の対応としてもお伺いします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） これはまさしく町政執行上のある意味根幹にかかわる部分かなというふうに思います。私の理想といたしましては、直接民主主義で町政を進めるというのが、これは一番の理想だというふうに思っております。ただ、現実問題としては、これは不可能な状況だというふうに私は思っております。

そこで、あえて私が言うこと自体がいかかなものかと思えますけれども、現状でいきますと、間接民主主義という形の中で、ともかく私自身も選挙で首長という形で担わさせていただいています。

それから、住民を代表するということであれば、議員の皆様方も選挙で洗礼を受けて議員ということになっているわけですから、私は、一番の基本というのは、やはり先ほども申し上げたとおり、行政を執行していく上では議会の方に提案・協議を申し上げ、そしてそれが私の提案が間違っておれば、当然否決ということになるでしょうし、当然議会は議会での自主的な活動も当然されているということでございます。

そしてさらに、さらに今回のことにつきましても、法的には何もありませんけれども、やはり物事によっては、関係者の方々に集まっていたら御意見をお聞きする、ある

いは関係する団体等とも協議を進めていく、すなわち補完といいますか、ちょっと表現の仕方悪いかもしれませんけれども、ともかくこれからのまちづくりを進めていく上にあっては、私は、執行者側と議会だけで物事が進んでいいというふうにも思っておりませんが、しかし、最終決定機関はやっぱりここにありますから、ここにありますから、ですから当然その物事、機会によっては、当然住民の意見、あるいは関係団体の御意見もお聞きをするという場を設けていくということは必要だというふうに思っていますから、当然そういった機会も設けているということでございます。

ただ、先ほどもお話し申し上げたとおり、残念なことに出席率は、どういう会合、例えば総合計画含めて設定をしても、なかなか御参加の状況はよくないという現実もございません。

当然これはまた別の課題として、どういふぐあいにして住民の行政に対する参加を求めていくのかというのは、これは今後大きな課題だというふうには認識はしておりますけれども、しかし、今回御質問いただいていることに関しては、だからといって、こんな計画はだめ、あるいはここに道路をつけなさい、これはやはりもう一度しつこいようですけれども申し上げますけれども、銀河線が廃止になって駅周辺整備をどうしていくのかということの出発点から、この協議・検討が進んでこの段階まで来たということで提案させていただいているということでございますので、ぜひその点について御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） どうしてもやらないというものを、今さら幾ら言ってもだめですから、もうこれで一般質問をやめたいなと思いますけれども、ただ、本当に今まで一般質問をやって感じたのは、私も本当に前香川

さん、富田さんのときも一般質問をやって、そのとき感じなかったことを安久津さんには感じる。

それは、中学生がよくやる反対派と賛成派に分かれて議論をするディベートごっこのようなそのような感覚起こってしまう。要するに何を言ってもそれについてはもう絶対にその意見を取り入れないというか、ああ、そんな考えもあったなということがなく、本当にディベートやってるような錯覚に陥ってしまうというか、やはりもっと本当に住民のことを考えたそういう真摯な態度で町政に当たっていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） ある意味、ちょっと今の御発言に対して、私、非常に心外に思います。

少なくともゲーム感覚だとか、そういったことで私は町政をしているつもりはありませんし、やはり日ごろから言っているとおり、こんな厳しい時代、やはり私の町政執行に当たったの基本的な思いというのは、やはり町民の方々がこの町に住んでいてよかったと思えるようなまちづくりをしたいと、そのためには町民の皆様方、もちろん議会も含めてでありますけれども、みんなでまちづくりをしていこうと、知恵をかしていただきたい、行動もしていただきたい、要するに協働によるまちづくりということを私は標榜しているわけでありまして、その中で少なくとも賛成派だ反対派だなんていうことで私は区別をしているつもりはございません。

そして、これは矢野議員さんの一般質問に対するお答えの仕方として、そういうふうにとられるのはそれは議員さんのとらえ方ですから、それは私は否定することはできません。

ただ、ぜひ申し上げておきたいことは、この間も私は感ずるわけでありまして、やはり事実に基づいて質問していただかないと、私としてもお答えのしようがないということでもあります。

例えばこんなうわさがあるけどもどうなんですかと言われても、私はそのことに一切関知しておりませんし、もちろんそういう情報もありませんから、それは率直にそういうことは認識しておりません、聞いておりませんということでお答えをしておるつもりであります。

私は、決して矢野議員さんに敵対するものでも何でもございませぬし、少なくとも御意見はしっかり受けとめさせていただいて、当然そうあるべきだという部分につきましては取り入れることはやぶさかでございますし、少なくとも否定をするという立場ではないということだけは、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） ここで何を言っても、住民が使いやすいような道路はつくらないということなので、これで一般質問をやめます。

議長（吉田敏男君） 若干休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） それでは最後に、本当に私はこの銀河ホール21地区整備、つまり道の駅として観光客が来た場合に使いやすいような、本当に道の駅として発展できるようなつくり方をしてほしい、これが第1の目的で言っているわけですから、それで西町へ抜けれるように、町内の人があそこへ入ってもわかるけれども、それは出て向こうの南側へとめたりすればいいとわかるけれども、町外の人困っているんだ、その話からこの話は出ているわけですから、本当に道の駅として発展できるような、そういうつくり方を念頭に置いてやっていただきたい。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） まさしく今矢野議員さんがおっしゃったように、現状の駐車場では、もう年明けましたから2年半ぐらい前ですかね、あの駅が道の駅に指定をされたことによって、現状、駐車場が飽和状態になってるよということも含めて、さらには銀河線も廃止になったということもあって、まさしく駅周辺整備をどうあるべきかということで、まさしくそういう意味では、使いやすさ含めて駐車場の整備含めてどうあるべきかという観点で種々協議・検討をしながら、あるいは検討をいただいて、いろんな提言をいただく中で固まったのがその案だということでございますから、ぜひ御理解をいただきたいということで、答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 以上で、9番矢野利恵子君の一般質問を終わります。

続いて、2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

子供放課後対策について。

平成20年度行政執行方針の中で、放課後児童対策として実施しております学童保育所について、北区学童保育所と中央学童保育所を統合し、新たに足寄学童保育所として旧なかよし保育園跡において本年4月から開設する。

新たな足寄学童保育所は、小学1年から3年を対象に、定員60名で指導員3名配置し、開設日及び開設時間を延長するなど、学童保育の充実を図っていくとの報告がありました。

共働き・ひとり親家庭がふえており、姉妹・兄弟がいない家庭も多くなり、学童保育は、第二の家庭として、行政の子育て支援によりなくてはならない存在です。

現在、本町の学童保育所は3年生まで在所しています。それでは今まで学童保育にいた4年生以上はどのような放課後を過ごしているのでしょうか。居場所を失っているのでは

ないかと心配するところです。

現在、学童保育には51名いますが、さきに述べた60名に満たされているわけではありません。学年上限に関しては、各自治体で異なっていて、一般に小学校卒業までと考えられています。

そこでお伺いいたします。1、学童保育の募集には6年生までのお考えはあるのか、質問いたします。

次に、先日、学童保育所を見学に行きました。ちょうどボール遊びをしているところでしたが、部屋は暗く、照明が必要でした。なぜかと聞くと、ボールがガラス戸に当たると危険なので、厚地のカーテンを引いているためでした。

照明は、天井が低くボールが蛍光灯に当たると危険なので、ネットで保護されていますが、数ヵ所は蛍光灯が保護されていなく、危険な状態でした。

子供を安全に預かり、保護者には安心して働ける環境をつくるためにも、早急にガラス戸をプラスチック製のような割れないものにして万全を期していただきたいと思います。

そこでお伺いします。2、施設の管理・点検はどのようにされているか、質問します。

次に、児童館は、ゼロ歳から18歳までのすべての子供を対象にした児童福祉法に基づく楽しい遊び場です。児童館では、友達と、あるいは個人で自主的・自発的に児童館を利用する中で、健やかに成長を手助けしている施設だと認識しております。

学校では横のつながり、児童館では異なる年齢層でのかわりで、自然とルールが学べるなど子供の発達には大切で、子供たちの声が響く居心地のよい場所です。学校の顔と家庭の顔と違う一面もうかがえることができます。

指導員には、高学年になると友達関係の悩みなどを相談したり、勉強や遊びを教えてもらったりと、指導員の役割は多岐にわたります。

そこでお伺いします。3、学童保育事業と

児童館事業は、どちらも児童には安全と充実が提供されていると思いますが、児童館の全児童を対象とした組織をさらに充実させていくには、どのような取り組みをお考えなのか、質問します。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 榊原議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の学童保育の募集には、6年生までの考えはあるのかとの御質問でございますが、学童保育は、放課後児童健全育成事業として法制化され、事業実施要綱では、対象児童を、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生に就学している児童であります。その他、健全育成上、指導を要する児童も加えることができると規定されております。

本町では、募集の際、対象児童を小学1年生から3年生までとしておりますが、ただし書きにより、小学4年生から6年生までで入所希望の方は御相談くださいとし、事情等によりこれまで同様、これは枠がございますけれども、定員の枠内での入所を受け入れることとしております。

次に、2点目の施設の管理・点検についてであります。施設の管理は、公の施設として施設所在の自治会長に管理委託をしておりますが、児童館開館中は、児童館あるいは学童保育所の指導員の管理のもとで使用している状況であります。

また、点検につきましては、児童館及び学童保育所の指導員は町の嘱託職員であり、施設の日常の点検を行い、不備等があれば報告することになっております。

次に、3点目の児童館の組織充実への取り組みについてであります。児童館は、議員仰せのとおりゼロ歳から18歳の地域の子供を対象に、健全な遊びを与え、子供の健康を増進し、情緒を豊かにすることを目的に設置されている児童更生施設であります。

本町の児童館は、開館時間中自由に利用することができ、放課後児童の居場所づくりと

して、指導員によって健全な遊びの指導を行っているところであります。

しかしながら、御承知のとおり中央児童館は、これまで学童保育所としても利用していたことから、狭隘のためその活動に制約がありました。本年4月からは全館使用することが可能となります。

こうしたことから、中央児童館に常勤指導員2名配置し、活動内容の充実に努めるとともに、下愛冠児童館とも連携し、各種行事等を合同で行っていく考えであります。

以上で、榊原議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 定員のことからお伺いしますが、一応4年生から6年生までも希望があればということでお伺いいたしました。

先ほど言いましたように、第二の家庭としての子育て支援は、4年生がゴールではないはず。毎日の新聞では、子供が巻き込まれる事件が多くなってきています。足寄で起こらないとはだれも予測がつかません。

核家庭の進んだ現在、保護者も子供も、頼る人も少なく心細い姿が目に見えます。親の立場から言わせていただきますと、子供の安全が確保できていると、安心して働くことができるかと思えます。

その点、十勝管内でしたら更別村なども、各自治体と異なるということでしたが、各土曜日も開所して、そして6年生まで預かっているというような自治体もありますので、そういうところをもちまして、他町村のことも検討しながら募集を考えていただきたいと思えます。

そして施設のことですが、指導員が気がついたところを報告するというところでしょうが、指導員の方たちは臨時職員なわけであり。その中で、担当の職員の方なんかも見たら一目瞭然なんです、この危険な箇所は。そしてそれを管理していただかないと、本当

に保護者が安心して預けられるのかということを見ますと、まずホールのガラス戸が危険なために厚いカーテンがしまっている、それで暗い、暗いから電気をつけるということなんですけれども、結局不経済なことも含まれます。

そして、その蛍光灯の一部、危ないからといってネットがかかっているんですけども、こっちはかかっていないという状況を見ますと、そのネットをつけるとき、どうして全部しなかったのかなという疑問もわくところでございます。

そして、続けて児童館の方まで参りますけれども、そういうところをやはり親御さんが預けて安心した場所を提供できるように、もちろん指導員の方たちの報告も大事でしょうけれども、管理運営している担当の職員の方も気をつけて見ていただくのが、普通のことをしていただくには、それは当たり前のことだと思えますので、先々にそういう手だてをしていくのが大事なことはないかと思っております。

それで、児童館のことですが、児童館に土曜日ですね、今回学童保育でふやしますよね、土曜日ということ。そうすると児童館の子供たちも一緒に土曜日にホールで遊ぶことになるかと思うんですよね。そうすると今も狭い中、さっき言いましたように危険なところもあり、そういう中で遊んでいかなきゃならないということも考えると、どのように児童館と学童保育の子供たちを遊ばせていくのか、そういうこともお答えいただきたいと思えます。

それで、児童館の方はフリーに出入りできて、低学年から、中学生の方が主に使用されているとお聞きしておりますけれども、その中で低学年の方は自分で遊べない、あるいは仲間に入れない、いろんな問題を抱えているお子様もいらっしゃると思えます。

その中で結局遊びのものを与えてあげる、そういうのをつくる、指導員がつくるということもありますね。その中で消耗品の予算に

ついて、今年度はちょっと何%か減らされているということもお聞きしました。

ですが、全体の児童から比べますと、利用者はふえていってるんですよね。その中でどうして予算を、わずかな予算の中をまた減らしていかなきゃならないかということをおもうんですね。

予算を考える中で、どこに必要なものを持って行ってポイントを置いておかれるのか、そういうところもお聞きしたいところがございます。一応そこまで質問お願いいたします。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） お答えをいたします。

まず、1点目の管理のあり方、定員の関係につきましては、先ほど町長の方から答弁いたしましたとおり、原則的には1年生から3年生となっております。

ただ、事情により6年生まで、一部10歳を超えても受け入れることができるとなっておりますので、今回募集案内させていただいたのも、相談をしてくださいということで入れておりますし、現実には今までの19年度についても、3～4名の方が4年生、学童の方で預かっております。そういった状況でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、まず管理の方向なんですけれども、先般、私も、実は質問ある前に行かせてもらいました。ガラス戸にカーテンをしているのも事実でありましたし、それから蛍光灯の一部ガードしている部分が外れているという部分もありました。

それぞれあの狭い児童館の中ですので、本当にボール遊びが適当なのかというようなこともあるんですけれども、現状の中で、指導員がいろいろ工夫をしながら遊ばせているということが現状なのかなと思っておりました。

そのガラス戸につきましては、どういう方法がいいのか、ちょっと検討させていただき

たいなと思います。例えばネットを張るだとか、そういった方向で工夫をしていきたいなと思ってます。

それから、蛍光管のガードでありますけれども、早急に修理するよう私の方からも指示いたしましたので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、今後、学童と児童館の一緒に要するに遊戯場の部分だと思っておりますけれども、どのように遊ばせていくのかという部分がありますけれども、夏に向かっては、幸いにすぐそばに中島公園がありますので、外で遊ぶことができるんですけれども、何せ狭い中ですので、それぞれ時間を決めて遊ぶという形で、（不明）利用していただくという方向しかないのかなと思っておりますし、学童と児童館の指導の中で、それぞれ役割相談をしながら進めていきたいなと思っております。

それから、低学年の子供たちがなかなか仲間に入っていけないのかなというのが現実にあります。学童については、1年生から3年生までで主に低学年の方を主体的に、4年生以上の方については、学童が終わってから児童館を利用していただくということで考えておりますし、実際に今の児童館の利用状況を見ますと、4年生以上の方が多いです。

そういった中で実際に問題が生じたときだとか、もちろん指導員から連絡が来て福祉の担当者、あるいはあゆみ園の指導員、あるいは教育委員会の方と連携をとらせてもらってますし、その都度対応しております。

最後に、予算の関係ですけれども、児童館の消耗品の予算、今、大変財政的にも厳しくて、経常経費、数%ずつ削減をするという部分もございます。

場所によっては、児童館の使用料をいただいているところもありますけれども、現実的に私どもの方は、児童館ということでは、自由に使えて利用料の負担も求めてはおりません。最低必要な経費というものを、それぞれ指導員とも相談をしながら決めているんです

けれども、もし足りないということであれば、また検討させていただきたいと思いません。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 施設の管理等と、あと消耗品の予算の関係もですが、指導員の方というのは囑託なわけですよ、正職員の方ではありませんので、なかなか自分で思っている、私は、その方の意見を聞いたわけではないから、私がおの方たちの立場なら、なかなか言いづらいこともあるかと思いません。

そういうことを酌みとっていただきまして、やはり事細かく施設の管理等も点検していただいたり、予算のことも、たくさんではないです、全体にしても23万4,000円ですよ、その中で下愛冠と児童館の中央の方と分けてるわけですからね、そういうところの金額からしましても、財政が厳しいからというお答えにはならないと思うんです。

そして、本当に財政が厳しいのであれば、この庁舎の温度設定もあと2度ぐらい下げたいただいたりとか、やはりそういう工夫をしていただいて、回せるところに予算を回していただくと、やはり何が大事かという、経費を削減していくということがすごくポイントになるかと思えます。こういうこれから育とうとしている子供のことに對して、予算を削らないようお願いしたいところあります。

そこで、次に質問させていただきますが、先ほど言いましたように、児童館の指導員の役割というのは多岐にわたっております。そして児童館の方の指導員の役割は、ケースワーク、グループワーク、コミュニティーワークという大きく三つの役割があるんですよ。

それで、低学年の方にはやはり遊び、先ほども言いましたけれども、4年生ぐらいになりますと学校での悩み、友達の悩み、いろいろなことも打ち明けることも多々あります。

そういったところで、やはりかつて第二の家庭と先ほども言いましたように、親と同じような役割を果たさなければなりません。その中で指導員の研修などはどのように行われているか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） お答えをいたします。

児童館の指導員につきましては、道東地区児童館連絡協議会というのがございまして、道東地区、年に1回開催案内が来ますので、そちらの方に全員参加をしていただいております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 児童館の指導員の方が年に1度ということですね。そしたら学童保育の方ではどうでしょうか。研修を受けてられますでしょうか。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） 私が就任してからは、研修の方、学童保育所の指導員については、研修に行っていないのかなと思ってます。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 児童館の役割ももちろん大変な役割ですけども、学童保育も、やはり子供の取り巻く環境が大きく変わっていることから、やはりいろんな性格が生まれてきているところなんです。

それで、やはり幾らキャリアが長い方がおられましても、やはり年に1回でも2回でも結構ですけども、そういう研修の機会というのを、こういう学童保育、児童館の指導員の方には数多くの参加をいただいて、研修の場面を多く設けていただきたいなと思うところあります。

それで、タイムリーにきのう、帯広市の学童保育のことも載っておりました。申し込み者が多くて、空き教室なんかも利用してこれからやっていくということも書いてありました。その中で国や道が進めております放

課後子供プラントというのがありまして、24年度にはもう100%にしていきたいというところがあるんです。

それはどういうところかといいますと、今、厚生労働省でやっている管轄のものが、文部科学省と連携して、今の学童保育と児童館のよいところを連携して教育委員会ともしていこうかという話が進められております。それで何年後には100%ということを目指して進めているようであります。

空き教室も将来的にはできてきますよね。今の狭隘のところでは児童館、学童保育というのが、果たして子供にとって環境的によいものかどうか。

そして遊ぶ場所も、児童館の近くの公園で遊んでますよね、そういう場所が決められてるんですね。小さいお子さんをお迎えに行ったりとか、指導員の方がされたりとか、いろいろ仕事がたくさん役割がありまして大変な場合があります。

それがもし一つ学校で行われるのであれば、そういった煩雑な作業も大分軽減されるような気もいたします。そのところで放課後子供プランの今後の取り組みなどもお聞きしたいんですが、教育委員会になりますでしょうか、お願いいたします。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

御質問にありますように、放課後の子供たちの安心・安全な居場所づくりというものは大変重要なことだと、このように認識をいたしております。

今現在も教育委員会といたしましては、それぞれ福祉サイドの学童保育、それから児童館にゆだねられてる部分もございまして、また、子供たちの文化、あるいはスポーツ少年団活動を通して、健全な育成を図っているということもございまして。

今御質問の放課後子供プランにかかわってでございますけれども、実態として、まだどれだけのニーズが、要望があるかということ

も調査しておりませんし、内容的なことについても、今後例えば学校の空き教室がどのくらい将来的に出てくるのか、それからコーディネーターなり生涯学習のアドバイザーの人材の確保をどうするとか、そういうもろもろの課題もいろいろあるのかなと、このように思っております。

いずれにいたしましても、教育委員会と、それから福祉サイドと連携をしながら、今後に向けて詰めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） お答えいただきました教育委員会の方の大体お考えはわかりましたです。それで今学校の部活とかも状況を考えますと、人数を言うよりもパーセンテージで言った方がいいと思っておりますが、大体74%ということですね、少年団と学童へ入ってる方で。

じゃあ、残りの二十何%の方はどのような放課後を過ごしているかと考えたときに、本当に安全なところで、そしてこの児童館、学童保育というのは、やはり少子化対策ということでやはり公的な支援をしようということと取り組まれていると思っておりますが、その中でやはり部活動の生徒も少なくなってきております。そういうところも考えていただきまして、これからのこのプランに対して取り組みもお願いしたいと思っております。

それで、国や道が示していますこの子供プランに対しましても、そんなに先の長い話ではないんですよ。そのところで空き教室が出るかどうか分からないということはないと思うんですね、子供の数から換算しますと。

だから、そういうことも含めて校庭を使えるとかさ、そういうことも検討しながら、このプランを進めていっていただきたいと思っておりますが、そのことにつきましてもいかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 今御質問ありましたように、子供プランにつきましては教育委員会サイドでは放課後の子供教室事業、それから福祉サイドにおきましては放課後児童健全育成放課後児童クラブというふうに称しておりますけれども、それらをあわせながら、今後どのように子供の健全育成を図っていくか、あるいは居場所づくりをつくっていくかということになるかと思えます。十分に検討させていただきたいと、このように思っております。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） これは市町村の一つ一つの積み上げから100%になることですので、私たちの町も、しっかりとした考えに向かって進めていっていただきたいと思えます。

それで、社会の変化に伴って、子供の置かれている状況はますます厳しくなっています。塾やスポーツなどで子供の成長にとって必要な遊びの時間がない子、そして家庭の事情で構ってもらえない子供がふえております。

今や学童保育、児童館は、学校とは違う児童福祉施設としての役割、また子育て支援センターとしての役割が求められています。

保護者は安心してできる裏側には、それにこたえようとする指導員の方の大変な努力があると思えます。学童保育と児童館の二つの機能をし合うことを望みまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、2番榊原深雪君の一般質問を終わります。

次に、11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 一般質問通告書に基づいて、2件にわたって質問をしたいと思っております。

平成20年度行政執行方針の労働者対策推進について。

足寄町地域資源活用促進協議会は平成19年11月6日に設立され、今日まで地域雇用拡大を目指し、今年度から3年間で8,61

5万円の国の全額補助を受け事業を進めていますが、具体的に伺いたいと思えます。

1、国の補助8,615万を3年間の事業の内訳と、補助金をどのように使っているのか、伺います。

二つ目、季節労働者の就労支援を3年間でどのような目標を立てているのか、伺います。

三つ目、ふるさと十勝通年雇用促進協議会とのかかわりはどうなっているのか、お聞きしたいと思えます。

次に、2点目ですけれども、住宅用火災警報器の設置について。

住宅火災による犠牲者を減らすために、消防法が改正され、法律によって義務づけられましたが、設置時期は、既存住宅は各市町村条例により、原則として平成20年5月31日までの期限と定められています。

そこで、一つ目に聞きたいんですけれども、既存の町営住宅は全戸設置されているのか、伺いたいと思えます。

二つ目、新たに町内の生活困窮者世帯に対して設置を検討されているのか、伺いたいと思えます。特に独居高齢者及び高齢者、障害者の世帯を言っております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 後藤議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の平成20年度行政執行方針の労働者対策推進についてでございますが、11月臨時議会の中で行政報告をさせていただいたとおり、北海道経済の低迷から、本町の雇用情勢も厳しい状況が続いておりますことから、雇用機会の創出を推進するため、地域雇用開発促進法に基づき、町及び地域経済団体で構成する地域雇用創造協議会が提案した雇用対策の事業を提案し、厚生労働省職業安定局地域雇用対策室より採択を受けたところでございます。

概要につきましては、足寄町の豊かな資源を活用した人材育成を図り、人、自然の地域

資源の活性化を目指し、雇用の創出を生み出すことを目的に、平成19年11月に町内経済団体等の12団体で構成されました足寄町地域資源活用促進協議会が発足し、代表に足寄町商工会会長の新沼靖典氏が選任され、平成19年12月より事業を実施されているところであります。

平成19年度は2,031万円、平成20年度及び21年度は3,292万円の3ヵ年合計事業費は8,615万円となっております。

事業費内訳は、各年度事業費の3割程度が管理費で、主に推進員の人件費及びリース借上げ等であります。7割が事業費として林業関連分野の研修費用、観光業関連分野の研修費用、新産業や建設業関連分野とした雇用共同経営体事業として土木・建設業や農林業への異業種参入研修であります。

新産業がなかなか困難な状況下においては、既存産業の複数に対応できる人材を育成することで雇用促進を図ることとしておりますが、本協議会では、季節労働者、求職者及び離職者を含めて、3ヵ年で130名の雇用創出を目標としております。

また、東部6町の構成となっておりますふるさと東十勝通年雇用促進協議会は、足寄町が事務局として平成19年10月より実施されておりますが、各町の情勢を踏まえた地域みずからが取り組む事業として、技能資格取得等の研修や就職合同面接、先進的な企業訪問研修等を実施しておりますが、講習受講者は季節労働者と限られておりますことから、足寄町地域資源活用促進協議会での研修内容等との整合性を図り、実施しております。

近年の公共事業の低迷で、建設業関連では今後とも厳しい雇用情勢になると思われませんが、新産業への取り組みを推進し、本町の地域活性化を担う人材育成を支援してまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の住宅用火災警報器の設置についての御質問でございますが、町有住宅につつま

しては、平成18年度から20年度にかけてまして整備を進めております。

公営住宅は管理戸数438戸中、北団地建てかえによりまず取り壊し予定の76戸と、平成10年度以降建設の設置済み90戸を除く272戸が設置の対象となっております。

この272戸につきましては、平成18年度に120戸、平成19年度に152戸を設置し、完了しております。

その他の町有住宅、単身者住宅、職員住宅につきましては、平成20年度に設置することで予算計上させていただいております。

なお、教員住宅につきましては、平成18年度と平成19年度で設置完了をしております。

したがいまして、町有住宅につきましては、平成20年5月31日までに設置完了する予定でございます。

次に、生活困難世帯に対して設置を検討されているかとの御質問であります。火災報知器の設置は個人で設置すべきものと思っておりますので、公費による設置または助成等については、現段階で特に考えておりませんので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、高齢者の方につきましては、火災報知器を設置しなければならないことを理解していない方が多く見受けられることから、今後、職員が高齢者世帯等を訪問の際、設置義務等を啓蒙していきたいと考えております。

以上で、後藤議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） このことについては、先ほど町長が言われたとおり、11月に行政の方で聞いてます、中身についてはね。ただ、金額が8,615万もあるもんですから、やっぱりこれを有効に活用していくことが大事だと思うんですね。

それで今まで見た段階では、いろんなことやってますよね。ただ、私がちょっと疑問を感じるのは、例えば子供の救急法を実験体験

をこの経費を使っているんだけど、この事業計画のこれからいくと、例えば事業計画は、一つには地域資源、人、自然を活用した雇用の促進とか、二つ目は木質ペレットの産業を含む林業の関連とか、あと三つ目は観光関連、四つ目はバイオ産業との新産業の関連、五つ目は季節労働者対策と、こうなってるんですけど、あと建設業関連ね、これはこういうことがこの中でもしずっとやっていけるのであれば、例えば私はこう思うんですね。

例えば、観光関連で例えばオンネトーのごみ拾い自然体験だとか、それからオンネトーのテラピアの捕獲体験だとか、それから湯の滝とか、それから白糸の滝とか自然との環境体験とかと、そういうこととか、あと、もしあればフキの採取の見学ツアーだとかさ、それから酪農放牧の見学とか、こういうことも観光関連の中でこれ入ってくるんでないかと思うんだけど、その辺ちょっとまず初めに聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） お答えいたします。

子供の救急法含めてなんですけれども、観光業関連分野ということで、これから体験学習観光等を進めたいということで、こういった講習会等を行っているところであります。

したがって、これからの体験学習の内容といたしましては、今、後藤議員おっしゃるとおりフキの採取だとか、あるいはオンネトー周辺の散策だとか、そういった部分のいろいろな部分で体験学習としてそういったメニューが組み立てられるかと思っております。そういった中で救急法だとか、そういった部分を含めて活用し得るといふふうに考えているところであります。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） それで、そのことも含めて、実は具体的に3年間の年度別の事業計画聞きたかったんですけど、先ほど

の町長の答弁では、大ざっぱな返事しかなかったんですけど、ただ、私は、今経済課長言ったとおり、例えばこれ自然の関係で体験ということなんですけれども、それであれば私はね、わざわざこういう講師呼ばなくてもさ、足寄消防署に立派な救急救命士がおりますし、十分、私も何回か受けてますし、そういうことができるんでないかと思うんですけど、そういうむだなことをしないで、やっぱりほかにもう少し使う道があったんでないかと思うんですけど、それで今課長言ったみたいに3年間でだからその計画が、金額は先ほど聞きましたからね、わかるんですけど、どのような計画を立てるか、もし具体的にわかったら聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） 足寄町の産業の重点分野を、後藤議員おっしゃったとおり林業関連分野と観光業関連分野、それから新産業への関連分野、それから建設業への関連分野と、大きく四つに分けてございます。

そういう中で、事業内容としてどういうことをするんだということなんですけれども、雇用を拡大するための雇用拡大メニューという部分と、それから人材育成メニュー、それから就職促進メニューという大きく三つに分けて行おうとしているところであります。

雇用拡大メニューといえますのは、いろいろなセミナーだとか、例えば現在平成19年度で実施したものでいいますと、木質ペレットに対する基礎的な学習も含めてのセミナー、それからメンテナンスを行うだとか、そういった部分のいろいろな研修を行っている部分と、それから体験型観光に対するセミナーとしまして、先ほど指摘ありました子供救急法、あるいはプロジェクトワイルドというような形の中で行ってあります。

それから、人材育成メニューといたしましては、ペレットの製造コースだとか、あるいは林業でいけばチェーンソーの技能研修、それからペレットの原料収集だとか、そういった部分の実践的な研修をしているところであり

ます。

それから、就職促進メニューとしましては、相談窓口を設けるだとか、あるいはこれについてもまた相談受けたものについての指導・助言をしていくと、そういった事業の大きく分けてそういう形になってございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 答弁を聞いてると、大ざっぱな回答しか返ってこないんだよね。

私は、できれば年度別に聞きたいということをやったんですけれども、これはまだ計画段階ですから、3年間で金額（不明）やっていくことですから、まだこのぐらいのことしか、金額的にはこうだということ出てるわけですから、そうすればある程度年度別の事業計画も私はあるんでないかということ聞いてたんですけれども、それはまだこれからですよということであれば、それはそれでいいですけれども、その辺どうですか。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） こういったことをやるというトータル的な計画はあるんですけれども、年度別に3年間に分けてどうやるかという部分については、単年度単年度で決めていくという形になるかと思えます。

年度別の部分ではなくて、総体的に全体的にやろうとしている部分ですけれども

議長（吉田敏男君） 答弁ちょっと今すぐということになりません。答弁調整のため、昼食でもありますから、1時までここで暫時休憩をいたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

後藤議員の一般質問、答弁から。

経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） 大変時間をいただきまして申しわけありませんでした。

あわせて、先ほど事業内容については3年

間決まっています、予算については単年度ごとと、こういうお話を申し上げたところでありますけれども、3年間の予算につきましても、厚生労働省から認可を受けているということでありまして、単年度ごとに評価をしながら、次年度にもし都合が悪ければ変えていくと、そういうような形になっていくということでございますので、訂正をさせていただきますと思います。

そこで、地域資源活用促進協議会の事業内容と予算の関係でありますけれども、平成19年度におきましては、管理費が328万4,000円であります。

事業費で、雇用拡大メニューで、国内研修セミナー、体験型観光セミナー、地元研修セミナーということで三つのセミナーで98万円を予算としています。

それから、人材育成メニューで、木質バイオマス概要コース、それから原料収集コース、ペレット製造コース、ペレット燃焼機器コース、地域熱供給コース、体験型観光コース、農家民泊コース、雇用共同体経営コース、合わせて1,463万6,000円となっております。

それから、就職促進メニューといたしまして、就職相談窓口、それから企業招聘相談セミナー等で44万円を予算しております。

合計で1,934万円であります。それに消費税が96万7,000円ということで、2,030万7,000円となっております。

次に、20年度でございますけれども、管理費が925万8,000円。

それから、雇用拡大メニューでありますけれども、先ほど申し上げました三つのセミナーで319万3,000円。それから人材育成メニューでありますけれども、八つのコースで1,738万5,000円。それから就職促進メニューコースにおきましては、二つで152万2,000円。合計で3,135万8,000円、消費税が156万8,000円で3,292万6,000円となっております。

21年度でありますけれども、管理費が925万8,000円。

雇用拡大メニューで、三つのコースで319万3,000円。人材育成メニューで、八つのコースで1,738万5,000円。就職促進メニューにつきましても、20年度と同等で152万2,000円。合計で3,135万8,000円、消費税が156万8,000円で合計で3,292万6,000円となっております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 大体事業内容等、予算等の措置についてはわかりました。それで全部書き切れないものですから、できれば後で資料をいただきたいと思うんですけれども、よろしいですか。

それで次に、例えばこの具体的内容の中で木質ペレットの人材育成事業とあるんですけれども、これは今実際にやっている従業員の人のほかに、この人材育成をしていくのかどうか、この辺ちょっと聞きたいと思うんですけれども。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） 現在のペレット工場に従業している人以外にも講習を受けておりますし、あわせて、今、製造だけなんですけれども、ストーブのメンテナンスの関係だとか、あるいは工場の機械のメンテナンスの関係含めて研修を行っているところであります。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） わかりました。

あと、たくさん季節労働者の関係なんですけれども、これは先ほど町長の答弁でいただいたんですけれども、これ今足寄では、18年度現在で500名以上超した人がいたと思うんですね。19年度から20年度にかけては大体400名弱ぐらいいると思うんですけれども、その人たちのことをこれ全部、今い

る実際積寒を切られた人とか、そういう人たちも含めて今回こういう季節労働者に求められた、もちろん求職活動もありますけれども、あともう一つは通年雇用を促進するというでもありますので、その人たちのことも含めて各雇用共同経営事業体とあわせて雇用拡大をしていくのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） お答えいたします。

地域資源活用促進協議会の対象者といたしましては、季節労働者、それから離職者、それから新たな就業を求める人、あるいは新産業に向かって意欲のある人、こういう方を対象に実施しているところであります。

季節労働者なんですけれども、17年の国勢調査におきまして、季節労働者は377名ということになっているところであります。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 今、大体北海道では、季節労働者は大体12万人ぐらいいるということなんですね。これは先ほど町長から十勝の関係とあわせて話がありましたから、そのところ余り、十勝は十勝の促進協議会でやってますから、そこは余り聞こうと思いませんけれども、だからそういうところともあわせて今回の季節労働者の関係、この事業の関係ね、それもやっぱりある程度加味しながらやっていくことでよろしいんでしょうかね。そういうことで考えていいですか。わかりました。

それで次に、今回この地域雇用創造推進計画、これは国交省の関係ですね。今いろんな地方からいろんな事業が進められてるんですけれども、例えば地域新工ネ事業化推進事業って、これは国交省なんですね。

それで、その中で中小企業の地域資源活用プログラムということで、道の基本構想から、十勝では事業計画の申請が十勝圏の振興機構ですか、窓口になってこれやってるんで

すけれども、今回、11月の8日のというんですか、11月中にやっている部分と、それから2月に個々でやってますね、新エネルギーの可能性の模索ということで。これは地域資源活用促進協議会がこれ中心になってやってるんですけれども、この辺は国交省のこの部分と、それから経済産業省がやってるのはこれ一緒なのかどうか。

何かこれは新聞やなんか見ると、何か一緒にの事業をやってるように見るんですけれども、この辺はどうなんですか、ちょっと聞かせてもらいたいと思うんですけれども。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） 新エネルギーの取り組みということで、最近ではバイオガスプラントの活用等を含めて国交省ですか、開発建設部を中心の部分で、足寄町においても実証プラントをつくりながらやっているところであります。

そういった部分でこの協議会、そういった部分が新産業として生まれてくるということになってくれば、この仕事とこの協議会とはつながってくるわけですが、その事業そのものについては、かかわりは持っていないと思います。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 今の経済課長の答弁、ただ、窓口が同じ十勝振興圏機構になってるんですね、両方も。そしてそこでこういうことを、実際にこれ私も確認すればよかったんですけれども、新聞報道では何か一緒になってるんですね。だから私はこう思ったんですよ。

厚労省でやってる部分を、例えば経済産業省でやってる部分とあわせてそれが認められるのかどうかという部分ちょっとあったものですからね、それで聞いてみたんですよ。そういうことはないということなんですか、そうすると、その辺どうなんですかね。

ただ、これを見ると、足寄のさっき言ったみたいに地域資源活用促進会議ではこれある

でしょう、バイオマスとかふん尿、全部これやってるんですね。このことを見ると、経済産業省の方から指定されてるということになってるんですけれども、それが足寄のさっき言ったみたいに地域資源活用会議の中でもこれやってるということになれば、あくまでも学習のためにやったのかさ、それともさっき言ったみたいに関連してるからやったかと、そこをちょっと聞きたかったんですけれども。

私の質問の仕方悪いのかもしれませんが、もしあれだったら、後で答弁いただいてもいいんです、後で教えてもらってもいいんですけれども、私の読み間違いかもしれませんが、ただ、新聞報道やなんかでいくと、そういうことになってるものですかね、その辺どうなのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） 活性化協議会の中でも、バイオマス概要コース等を含めてそういう研修はやっているんですが、それにつきましては木質バイオマス、いわゆるペレットを中心にやっているということでありませう。

先ほど申しましたバイオガスの方等につきましては、今、実用化試験を足寄町でも実施しているところでありますけれども、それがいわゆる事業として発生できるというふうになったときに、今回、協議会でやっている人材育成の中でそういった事業にもかかわれると、そういう事業の中に入っていけると、そういう研修をして人材育成はしていきますということで、事業そのものとの直接のかかわりといいますか、そういったものはないわけですが、町の地域資源としてこういうものがあるということで、それに対応できるだけの研修はしていこうと、そういうことでございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） わかりました。そ

れでももう少しありますけれども、後で経済課長の方から詳しく聞きたいと思ってます。

それで、さっき季節労働者の関係でちょっと言い忘れたんで、再度質問したいんですけども、例えばこの季節労働者の雇用確保のため、今例えば山林労働者だとか、それから福祉協議会就労センターありますよね、そういうところで道路の事業、道路の清掃やなんかやっていますよね。

そういうこともこの中でやっぱり雇用、何千万もあるわけですから、もう少し町の中の道路をさ、今見ると、もう大体決まっているんですね、掃除するところは。主要なところはしないんです、あと中身は中やってないで、各自治会やっていますからね、だからもう少しそういうのを使えるのであれば、やっぱりこういう事業も拡大していけないのかどうか、そこをちょっと聞きたいと思います。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） この促進協議会の事業は、新たな産業等を含めて事業に取り組むための技能研修、あるいは資格を取ると、そういった部分を中心に協議会でやっているわけでありまして。

そういった中で、この事業費を使って道路清掃を行うというようなことは、この協議会の趣旨からいって、対象になってこないというふうに考えております。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） それは私の認識不足でした。できれば私は、今、厳しい予算の中でやっていますから、できればそういうことも含めて体験型みたいにしてやったらいいんじゃないかということで、少しでも町の経費を減らした方がいいんじゃないかということで発想しましたけれども、わかりました。

それと、最後になりますけれども、今いろんな町村でね、例えば国の地域再生ということで、これも地域資源活用ということでこれも国交省、総務省とか、それからあと経済産業省でこれ各町からいろんな事業の計画を認

定するよということで求められているんですけども、これは今、これは安倍総理大臣の時のことですから、これでいけば大体帯広なんか12町村とか、それからあと帯広だとか清水だとか大樹だとか上士幌とか、いろいろ出ているわけですけども、これは足寄町ではこういう申請をしたから、この資源活用促進協議会みたいな国交省の方からこういう計画がされたのかどうか、もし足寄としてそういう、足寄は1月現在ではまだ出してないというようなことを聞いてますんで、足寄としてはそういう地域振興に対する考え方というのはあるのかどうか、ちょっとそこだけ最後に聞かせてください。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

御案内のとおり、今、国も含めて大変な財政状況、それから今地方分権ということもいろいろ言われておりまして、いろんな制度、あるいは政策の展開がなされているというようなことでございます。

この地域再生計画、地域でいろんなことを提案し、それが採択基準に乗れば採択しますよと、当然これは私どもの方にも情報伝わっておりますし、我が町で取り組めることがあるのかということも含めて、これは関係課の方にも総務課を通じながらいろいろ取りまとめをしている状況にございます。目下のところ、この再生計画に関しては具体的な提案はしておりません。

ただ、今現在いろんなまちづくりを進めていく上で、この区画整理事業もそうでありまして、これはとともでないけども財源対応が難しいということもあって、同じ区画整理事業区域内でも、まさしく議会にも提案、あるいは協議させていただいてるまちづくり交付金事業ですとか、要するに従来の補助制度が交付金事業ということで、これは各省市町村いろいろ変わってきてるんですね。

もっと言えば、従来の補助事業でいけば、

当然各自治体でいろんな計画を立てる、そしてちょっと流れを若干説明しますと、支庁の方に行っているんな相談をする、そして道庁へ行って相談をする、そして国というぐあいにつながっておりました。

これがそういう意味では、交付金事業というのは全く関係ないとは申し上げませんが、より国と近くなって、直接のやりとりという場面が極めて大きくなってきているということもございます。

そういう意味で、御質問ございました地域再生計画の関係も含めて、ともかく今各関係課に私の方からもお願いしてるのは、ともかくいろんな事業が新しくメニューが出てくるので、ともかく情報収集に努めてほしいと、それに乗れる分、もっと言えば、私どもが今目下まちづくりの基本としてるのは、総合計画なり、あるいは自律プランでございますから、その中でそちらの方の新しい制度に乗っていかれるのかどうなのかということも十分精査をしながら、遺漏のないような取り組み、とりわけ町財政の負担が少しでも軽くなるような取り組みということで検討をさせていただいておりますので、また具体化するようなことがあれば、また議会にも相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） わかりました。

それでは、この項については、経済課長も今月いっぱい優美の姿で退職することになってますので、ぜひ私が質問したことは、後の課長さんにも伝えておいてもらいたいというふうをお願いして、終わりたいと思います。

次に、住宅火災報知器の関係ですけれども、先ほど町長から答弁をいただきました。それでちょっと公営住宅の方は大体ほとんどついてるような内容ですけれども、それで今

回の設置は、これは罰則規定はないんですね。ただつけなさいというそういう義務化なんですよね。

そうはいつでも、私、なぜ高齢者とか高齢者夫婦世帯の関係言ったかということ、今、全国でやっぱり火事、毎日のように出てますよね。そうするとやっぱり、全部とは言いませんけれども、ほとんど65歳以上の方が亡くなっている実態が多いんですよ。

そういうことから私ちょっと言ったんですけれども、ただ、足寄は今大体3,686世帯あると思うんです、全部でね。そのうち、ひとり暮らしの高齢世帯が大体573世帯、そのうち公営住宅に入っている人は67世帯なんですよね、高齢者の数で573のうちね。

それから高齢者夫婦世帯、さっき言ったのは1人世帯ですから、1人の高齢者。2人世帯のところ663世帯あるうち、実際公営住宅に入ってる人は45世帯と、こういうことで、確かに町長言われるとおり予算的な措置もしておりませんと言うけれども、この状況から見ると、足寄だっていつそういう状況になるかわかりませんので、ぜひ考えてもらいたいことと、ただ、今、足寄もこれ人口も8,265名で高齢者が大体2,608名ですが、31.6%になってるんですよ。

そういう状況の中で70歳以上の人でいけば大体24%、75歳でいけば16.2%、80歳でいけば8.9%、90歳になったら1.5%、そういう状況になってる中で、例えば今回義務化されているのは、寝室と台所と、それから廊下、これはやっぱりある程度これ町の条例によって違うんですけれども、例えばいろんな町村では、寝室も階段も廊下も台所も全部つけてるところもあるんです、市によっては。それから町村によってもやっぱり考えてるところがあるんですね。

だから足寄町としては、例えば公営住宅の部屋三つにつけたのか、それとも例えば部屋が三つでなく二つのところは寝室と廊下と台所つけたのか、もしそういう数がわかればお

答えももらいたいし、もしわからんであれば、後でもいいですから資料をいただきたいと思うんですけども、その辺はどうですか。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

完全なお答えになるかどうかはちょっとあれですが、公営住宅におきまして平成18年、19年と設置いたしまして、私どもの設置の手法としましては、寝室につけるということで実施しておりまして、18年、120戸の対象戸数に対しまして335個の設置、それから19年が152戸の対象戸数に対しまして415個の設置となっております。

なお、平成20年度、これから予算審議いただくわけでございますけれども、先ほど町長の方からありました、71戸につきましては177個の寝室につけるという計画であります。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） それで、罰則規定はないといいながら、やっぱり先ほども言いましたとおり、足寄だっていつこういう状態になるかわからんということで、それでこれ値段安くないんですよね。例えば煙当番というんですけども、これだったら今限定販売で5,980円ぐらい、これ普通だったら六千何ぼするんですよ。それで今回、私が言った高齢者とか、そういうのにつけて考えていただけないかというのは、値段のこともあるんですよね。

例えば煙当番と、それから熱当番つけると大体1万4~5,000円になっちゃう、取りつける、含めて。だから何とかこの人たちの福祉全体含めて何とかならないかということと話したんですけども、今、町長の答弁では、今のところ考えてないということなんですけれども、再度聞きたいんですけども、やっぱり町長はね、今回、今年度の基本方針でもやっぱり福祉にやさしい町と、こういうことを基本理念にしていると、

町長もね。だから福祉灯油だとか、それから今回出されている生活困窮者、それから病院バスの問題、これ今回予算出してますよね、そういう部分で回りますと、町の中。そういうことを考えていただいたら、これはそんなに高い値段でないですからね、できれば何とか検討していただけないかということ再度お聞きしたいんですけども。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 先ほど答弁したとおり、現時点では考えてないという御答弁をさせていただきました。

これはもう御案内のとおり、法律によって設置義務化がされた。我が町においては、これは消防の方でも、実はその期限も少し実は前倒しをしております。

それはやはりこの設置を義務づけられたという目的は何かということ、やはり命にかかわることだということでもありますから、そういう意味で、法の期限よりも少し前倒しをしてるといのは、僕は、そういう意味では消防に対する取り組みといいますか、姿勢についても評価をしているところでございます。

問題は、具体的に御質問いただいております生活困窮者の方、あるいは障害者の方々等について、町で助成がどうかということでもありますけれども、実はこれもいろいろ相談もしたわけでもありますけれども、住宅状況によっても一つ違うということですね。

例えば借家であれば、これは責務としては町営住宅、公営住宅も町費でつけてるのは、やはり家主がつけるべきでないのかということも含めてある。それからなかなかどこで線を引くのかということも、現実的にはなかなかシビアな面があるなど。

例えば福祉灯油についても、どこで線を区切るのか、非課税世帯でいくのか、母子世帯でいくのか、あるいは障害者世帯であれば収入は関係ないのかとか、いろんな検討なくちゃならない材料もたくさんあるということでございます。

そこで、先ほどの答弁の後段でお答えした

とおり、一応前倒しをして5月中にはということで条例も制定がなっているということでありますけれども、率直に言って、消防の方でも何回か啓発というか、啓蒙をしておりますし、それからもっと言えば、最近でいきますと、私も目にしたわけでありまして、町内の取り扱い業者の方からのチラシでも、こういうことを取り扱ってますよというそんなチラシも入っております。

ですから、いずれにしてもこの認識といたしますかね、これは決して高齢者だとか、そういう方に限らず一般町民の方々含めて、そこら辺の認識、啓蒙、啓蒙について、たしか今度の広報でもそのことをしっかりと啓発していこうということになっております。

後段でお答えしたとおり、とりわけ高齢者世帯、あるいはうちでいえば保健師等が訪問をする機会がたくさんありますから、その際にそのことも含めて、あるいは設置に対する考え方を含めて、ニーズという言葉は悪いかもしれませんが、そこら辺の状況判断もさせていただく中で、最終的な判断をさせてもらいたいなというふうに考えているところでございます。

ですから、現時点では具体的にはちょっと考えておりませんが、しかし、これ以降についても一切検討しないよということではございませんので、お含みおきをいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 私も高齢者世帯の2人世帯でも私はつけておりますから、自分ではつけておりますけれども、今、町長の答弁いただいて、ぜひ後ろ向きでなく前向きの検討をしていただきたいということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（吉田敏男君） これにて、11番後藤次雄君の一般質問を終えます。

次に、7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しを得ましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

質問事項でございますけれども、中国ギョーザと日本の食糧の自給率についてということで、質問の内容でございますけれども、中国ギョーザによる中毒で、中国の天洋食品で製造された原料を使った商品など自主回収する動きが、1月31日になって拡大したと新聞等で報じられ、北海道でも連絡会議を設置などされ、学校給食などでも提供したことがわかったが、幸いにも、足寄町の学校給食につきましては問題がないということを知りまして、安心したところでございますけれども、このことによりまして、日本の食材が国民から7割が国産を意識したこと、反面、価格高騰が心配したとのアンケート調査で知ることができた。

そこで、下記のことをお聞きいたします。一つ目は、日本は約60%、外国への依存で、そのうち80%が中国と聞かれますが、このたびの中国の中毒問題で食の安全が叫ばれる中、情報の一元化が言われているが、このたびの保健所との関係も含めまして、経過についてお聞きいたします。

二つ目につきましては、日本の食料の自給率が大きく報じられ、農業について国民から見直される環境ができたことは、足寄町の基幹産業にとっても、これを機に再認識する必要があると思われるか、お聞きをしたい。

三つ目、自給率につきましては、日本全体で39%、約40%ですけれども、北海道では201%、今後は日本全体で12%以下になるだろうと、これはEPA交渉の結果、実施の結果についての数字でございますけれども、なるということだが、足寄町はどうか。カロリーベースでの数値が言われますが、これらについてお聞きしたい。

以上お聞きいたします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 熊澤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の中国産ギョーザに関する保健所との関係を含めた経過についてであります。今回の中国から輸入された冷凍ギョーザが原因と疑われる薬物中毒事案に関し、直接、帯広保健所からは何ら通知等はありませんでしたが、平成20年2月1日付で北海道環境生活部から各市町村消費生活行政担当課長あてに、中国産冷凍ギョーザ等の道内における流通状況等についてと題し通知が来ております。

その内容は、住民からの問い合わせ等の参考にとり、道内における製品名ごとの流通先と流通量、健康被害の届け出状況、そして質問等については最寄りの保健所までという内容であります。

こうした食品に関することは、保健所が窓口となっていることから、町の保健部門には通知及び情報提供が皆無の状況にありますが、住民からの相談、問い合わせ等については、保健所への連絡を行う等、連携を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目についてであります。熊澤議員の御指摘のとおり、消費者の食の安全・安心に対する意識は、今回の中国産冷凍ギョーザの事件も含め近年高まってきており、国産農産物への期待は高まっているものと感じているところでございます。

農林水産省内に消費安全局が設置されて以降、生産・流通情報把握システム、トレーサビリティシステムの牛乳、牛肉以外への拡大施策や生産履歴の表示など、食の安全や消費者の食に対する信頼確保を図る取り組みが進められています。

以前は、農産物の減化学合成農薬、化学肥料を目指すということの取り組みとなっておりましたが、今日では、減化学合成農薬、化学肥料化ということがこれはもう一般化しているということでございまして、北海道の農産物表示としてのイエス・クリーン・有機栽培・特別栽培農産物などに取り組まなければ、産地としての差別化や生き残りが図りづ

らい状況となっており、本町でも、タマネギの有機栽培や農協のニンジンやゴボウ部会によるイエス・クリーンの取得、農地・水・環境保全向上対策による営農活動支援を活用し、化学合成農薬、化学肥料の5割低減を行い、生産するエコファーマーの取得が、平成19年度当初の5戸6品目から20戸8品目と急増しております。

今後も農協や農業関係機関との連携を図り、食の安全・安心を意識した農産物生産を拡大し、産地としての競争力と生産物の差別化による付加価値の拡大を進めていかなければならないと考えております。

次に、3点目の自給率についてであります。足寄町の食糧自給率は890%で、十勝全体では1,100%になっております。

カロリーベースとは、供給熱量総合食糧自給率であり、基礎的な栄養価であるエネルギーについて国内で自給できる数値を示しており、肉などについては、飼料自給率を組み入れたものとなっております。

また、全国的な農業従事者の高齢化や後継者不在農家の拡大による遊休農地の発生と、経済連携協定、これはEPAや自由貿易協定FTAによる農畜産物価格の国際化により、食糧自給率の下落が予想されます。

以上で、熊澤議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。それで、まずちょっと1点目のことから再質問をさせていただきたいと思っております。

このことにつきましては、私の家でも実はありまして、たまたま中国の回収製品が冷蔵庫に残ったということで、新聞報道で聞きまして、びっくりしたようなわけでございませうけれども、すぐ、こういったことの連絡等についてはどうなのかなということで、町長の方にお電話した経過がございまして。

そういう中で町長の方でも、今、学校給食含めた形で一生懸命やっていると、

努力されていたことも聞きました。

そういう中で、そういったことでちょっと考えてみますと、やはり今町長がお話しありましたように、こういった事故情報をやっぱり今言われてることは一元化と、事故の情報の一元化、消費者への効果的な伝達というようなことで、国等も今回のことにまた反省をして実は動いているということのようでございますけれども、そういった中で原則だとか問題点だとか言われてございました。

そういったことの中に、ちょっと若干インターネットの関係もございまして、そういう中で勉強も含めて勉強したことなんですけれども、原則としては、事故情報等に関しましては、情報の収集面ということで、消費者が情報を速やかに特定の行政機関に届けられることができ、また関係機関において当該情報を共有するような情報の一元化が必要だということで、反省されているようでございますけれども、当然そういうことだと思います。

さらに2点目には、情報の整理分析面といったことで、その原因分析、再発防止施策の検討を着実に実施することというようなこと、それから3点目には、情報の提供面で、消費者に効果的な伝達、再発防止に活用される仕組みを早急に整備することが必要だと、問題点についてはいろいろあるわけでございます。

いずれにいたしましても、こういったことにつきまして、今回の中国のギョーザ等も含めまして反省面が出てきたということでございますし、そのことにつきまして、今後、事故情報の収集化ということもございまして一元化が言われてくるのではないかなという気がいたします。

それで、若干町長に申しわけなかったんですけれども、私の収集した書類の中でイメージ図というものも実はあったかと思っておりますけれども、こういった中で情報の収集のイメージ、また情報の提供のイメージということで、ある消費者団体のことだと思いますけれども、そういったことにつきまして今後協議

されると思いますので、町としましても、二度とこのような流れにならないような形で、既に私の家でも経験した中では、もうその情報ができたときには、本来は食べてしまった日にちだった、たまたま残ってたということでございますので、そういったことも含めまして早急にそういったことが求められるんだらうなということでございますし、町としても大いに実態を踏まえながら御意見を述べていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい思います。その点についてちょっと若干お願ひします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、今回の事件等を仮に、仮にですよ、仮に足寄町の町民の方が何かを食して何かぐあいが悪くなったという場合、これ仮に私どもの方に相談があったとすれば、先ほどもお答えしたとおり、直ちにこれの窓口というのは、食べたものに問題があるかどうかというのは、これは保健所が担当でありますし、もちろん検査機関も持っておるわけですから、これは町の方に求められても、それは全然もう検査するすべもないということでございますから、それは直ちにそういう対応をするということになると。

これは一連の私も新聞なりテレビでしか情報はありませんけれども、そのこの最初の方に起こったときに、いろんな関係機関がそういった対応をしっかりとし切れなかったというところが、ちょっとここまで被害が広がったのかなというそんな思いもしているところでございます。

これは国も含めて、北海道も含めてそうですけれども、これは極めてシビアな面といたしますか、難しい部分もありますね。先に疑いみたいなことでぼんと情報が先に出てしまいますと、これまでも私ども経験しております例のカイワレダイコンでないかとか、0157の問題でカイワレダイコンでないかとか、やれ何でないかということで、いろいろ

軽々にその情報が変な形で伝わってしましますと、とんでもないまた一方では現象が起きてしまうということもありますから、この情報管理というのは極めて難しいことなのかなというそんな思いもしております。

ただ、これもテレビで見たわけでありませけれども、これは総理大臣も、消費者に関する部分については、専門的な部署もつくらなきゃいけないのではないのかな、何を想定してるかということ、今現在、国では、内閣府でも担当部署ありますし、それから農林水産省でも当然農産物に関してはそういう担当部署もありますし、いろんなところで複数担当部署があるということで、そんなことも含めていろんな動きの中で、資料も提供いただきましたけれども、やはりこの情報の一元化ですか、そういう動きも出てきてるんだろうなというふうに思っております。

当然、正しい情報をしっかりと伝えていくということがこれは一番大事なことでありますから、当然一連の動きの中では、末端の行政組織の一員としては、当然機会があれば、そういった御意見を当然言っていくということはこれは当然のことだというふうに思っておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。そういうことで、これは極端に言えば死につながるいろいろなことの部分だと思っておりますので、そういった意味では早急に町、支庁、公共団体としても、今回踏まえた形の中でやっていただければなという気がいたします。

それであと、続きまして2番、3番でございますけれども、このことにつきましては関連もあろうかと思っておりますので、あわせて再質問をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

前段で述べましたように、日本の食糧の自給率が約40%、EPAの交渉次第では40%いかになると言われています。関連しまし

て、自給率といいましても、食糧、飼料の自給率ということも考えられるわけでございまして、当然足寄町につきましては、（不明）の中で粗飼料につきましては一定の確保ができていますけれども、配合飼料に見合う自給率となりますと、問題があるのかな。

国内では約、2006年度につきましては飼料の自給率につきましては25%だということでございますけれども、現、今、穀物の相場の急騰だとか原油先元価格の高騰、3月5日には100ドルを突破したと、そのことによるミニマムアクセスの米の在庫も急減したと、そのことによりWTOの交渉が悪影響と。

町内でいえば、品目横断的な経営安定対策による所得の減収と、また、配合飼料の基金も底をついたなど、いろいろ町の基幹産業としましては、極端ですけれども、お先が真っ暗というふうなことも言えるわけでございますけれども、国はこの段になりまして、農業者を失望させるなどの議論が始まっているようにございますけれども、当然各市町村も食糧の自給率も含めまして飼料の自給率につきましても各市町村、自助努力等も求められることとなってくると思いますが、このところ各市町村それぞれ支援対策を打ち出してきてますけれども、一応町の対策を、大筋でよろしいですのでまずお聞きをしたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

自給率の関係でいきますと、これは先ほどもお答えしたとおり、やはりこれ国策の関係もありまして、国際的な貿易の関係等々もあって極めて日本は自給率が低い、しかし、北海道については十分自給率は上回ってるよというふうなことでありまして、私も機会あるごとにねやはりいろんな場で御意見は申し上げているわけでありませけれども、やはり行き着くところは、経済行為の中でやはり

価格の面が当然出てくるということで、これは極めて難しい問題だというふうに思っていますし、それから後段お話がございました自給飼料の問題につきましても、これは本当に数年前でいきますと例の家畜に関する伝染病の問題、これはすなわち輸入している、この特定はされてませんけれども、わらが原因でないか、すなわち口蹄疫の問題ですとか、これはやっぱり自分の身近なところといいますか、国産のそういうものを使ってはどうかという、これはもう随分繰り返し繰り返し議論されてるわけでありましてけれども、やはり経営上の問題でやっぱり値段の問題が出てくるという、ここにどうしてもぶつかってしまうという現実問題があるということでもあります。

それから、最後に、配合飼料の値上がりも相当な、もう相当な値上がりなの、本当に。私自身もある酪農家の方ともお話をしましたけれども、これ昨年よりも実績として、数字ちょっと忘れてしまいましたけれども、10トンぐらいといいましたか、多く搾れたと。

これまででしたら、それだけ増産ができたということは、当然収入も上がってしかるべきなんですけれども、しかし、これは餌代、それから燃料代が値上がりしてしまいまして、逆に300万ほど多く経費がかかったということで、増産できたけどもそれが収入増につながっていない、すなわち大変な状況が起こってるということですね。

これは酪農家でそういう状況でありますから、今度それこそ肉牛を肥育しているところというのは、これはもう餌代がとんでもない値上がりしてますから、これはもう生の金が出ていくわけですから、大変な状況になってるということでございます。

それでこの対策についても、私は道なり、あるいは国会議員の先生なんかにも、何らかの対策打たないととんでもないことになるというお話もさせていただいております。ちょっと情報によりますと、5月に何らかの対策が出るんでないかというお話も聞いてお

ります。

そこで、議員仰せの町単独の助成ということでございますけれども、現段階は具体的なところまでは至っておりません。

当面しては、まず国の対策なりを見きわめ、そして当然まずは農業協同組合等々含めて農業関係団体との協議もしながら、御案内のとおり、町としても大変な財政状況の中で何らかの対策を打たなきゃならないということであれば、当然そのことにつきましては、議会にも相談をさせていただいた上で対応してまいりたいというふうに考えているということでございますので、現時点ではそんなことで御理解をちょうだいしたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。今後、それぞれ国の施策の中で町村も対策を打つことになってくるかと思っておりますけれども、若干支援策の中でのことで、私はこういったことで自給飼料だとか、そういうことの関係で（不明）だとかJAにちょっと若干出向きましてお話しした経過がございます。

そういった中で、今、品目横断的な経営安定対策による所得減収ということの中から、いろいろ模索をしているようでございますけれども、小麦の前作としての考え方、今は金時をやってたんですけれども、現状はバレイショだとか、それからニンジンですか、そういったものに前作としてやっているということでございますけれども、これは今になって、各町村それぞれ支援策の中に盛り込まれてきたんですけれども、（意味不明）あるデントコーンの作付も、それぞれ配合飼料等の関係からいっても奨励をしなきゃならんと、こういうことで実は出てきたようでございますけれども、私どもそういったことでの考え方の中からどうなんだろうということで協議した経過もございます。

そういったことの中でそういったコーンの作付の部分につきましても考えられるという

ことでお話聞きましたんで、そういったことも含めて若干先走る部分かもしれませんが、そういった対策について、一番今の環境からいって重要な部分でないのかなというふうに思いますので、その点についてちょっとお伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 少なくとも農業政策、当然私がかねてから言ってるとおり、足寄町の基幹産業というのは農業でありますから、これはともかく守り、もっと言えば発展させていかなきゃいかんというふうには思っております。

ただ、それはやはり一番推進役といいますか、中心となるのはやはり生産者であり、あるいは経済活動をやっている農業協同組合、ここが中心になって、やっぱり必要な対策等々も協議の上、進めていくということになるんだというふうに私は思っております。

やはり専門家はやはり生産者であり、農業関係団体だろうというふうに思っております。もちろん行政が知らないということではありません。

ただ、行政にじゃあそういった専門家いるのかということ、もちろん情報収集だとか、いろんなことは当然必要なことは当然やっておりますし、これからはしっかりとやっていくという認識でありますけれども、やはり中心というのは、やっぱり農業者、農業関係団体だというふうに思ってますから、十分なる連携のもとに対応をしてまいりたいというふうに思ってますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。いづくれにしましても、私個人的にもそういった協議を、協議といいますか、お話を聞いた経過がございますので、その節は対策を進めていただきたいというふうに思ってますので、お願いいたします。

最後でございますけれども、全体を通して

食糧の自給率、また飼料の自給率を考えたとき、海外の事情に振り回されることなく、日本の食のあり方を厳しく問われなければならないと思いますし、輸入の食糧、飼料に頼らず地元で、地産地消でございませぬけれども、そういったことも含めまして、すべてとは言いませんけれども、（不明）到達にする仕組みを広げていっていただきたいというふうに思いますので、その点につきましてお答えいただきまして、終わりたいと思いますので、よろしく願います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 先ほど申し上げたとおり、まさしく大きな国全体の経済行為ですから、まさしく私は当事者能力は持っておりますけれども、これまでも当然首長という立場、もっと言えば十勝の町村会、あるいは全道の町村会挙げてそういった部分、自給率の向上等々を含めて国に対して、あるいは国会議員の先生方に対して、そういった要請活動等々はしておりますから、これまで同様に、もっと言えばこれまで以上に、そのことをしっかりと他の首長さんたちとも連携をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 7番 熊澤芳潔君。

7番（熊澤芳潔君） わかりました。いづくれにいたしましても、本当に農業全体が危機だということでございますので、そういった面で最善の努力をお願いいたしまして、終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（吉田敏男君） これにて、7番熊澤芳潔君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思えます。10分間休憩をいたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

10番 谷口二郎君。

10番(谷口二郎君) 通告してあります
2点について質問をいたします。

まず最初に、オンネトー施設の管理と活用
についてでございます。

足寄町にとって、オンネトー及び周辺の自然環境は重要な観光資源であります。毎年、多くの入り込み数を維持して人気のある観光スポットであることから、感動を与える場として今後生かされなければなりません。

昭和62年、オンネトー湖畔にありました林道作業所の廃止に伴い、町はこの施設を林野庁より借り受け、職業病の治療施設として利用することから始まりました。その後、現在、食堂茶屋として運営されております。

そこで、次のことについてお伺いをいたします。最初に、土地の賃貸、建物の所有権、維持管理の状況について御説明をお願いしたい。

二つ目、今後同様に継続されるのか。また、新たな利活用についてのお考えがあるのか、お示しをいただきたい。

二つ目、湯の滝に生息する魚の駆除対策についてでございます。

湯の滝は、マンガン酸化物の地上生成箇所として特別天然記念物に指定され、学術的にも貴重であるとして保護が求められています。

しかし、極めて残念なことに、湯だまりや川のほとりに、生息するはずのない熱帯魚が繁殖し、問題になっております。これまでどのように駆除対策がとられてきたのか。また、現在の生息状況と完全駆除対策について御回答をお願いしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

町長(安久津勝彦君) 谷口議員の一般質問にお答えいたします。

オンネトー施設茶屋の管理と活用についてでございますが、議員御指摘のとおり、足寄町にとってオンネトーの自然環境は重要な観光資源であり、過去10年間の平均の入り込み数は、年間38万人から51万人となっております。

本町では、オンネトー周辺の豊かな資源を活用した観光地としてのあり方を検討するため、平成17年度より阿寒国立公園オンネトー地区連絡協議会を設置して関係団体より御意見等をいただき、方向性について提言をいただくこととしております。

御質問のオンネトー茶屋は、昭和56年に足寄営林署から足寄町が借り受けし、足寄保養センターの名称で簡易宿舎として本別保健所から許可をいただき、東北海道木材協会足寄支部と施設業務運営委託契約を締結し、昭和63年まで林業労働者等にかかわる振動障害対策として職業病の予防、治療のための保養施設として活用してございました。

平成元年に、この予防及び療養の利用がないことから、その使命を完了する決定がなされ、平成元年5月に、引き続き用途変更により貸し付けが不可能な建物を買い受けし、オンネトー周辺施設を含めて管理運営を足寄町観光協会に無償で委託することで、平成元年5月11日に46万5,500円の売買契約を締結し、町所有となったものであります。

足寄町観光協会との契約は、平成元年6月7日から建物存続期間中となっており、賃借物件の維持・補修面では、足寄町は賃借物件の補修の責を負わないこと及び保存・利用・改良、その他の行為をするための支出は、すべて足寄町観光協会の負担となっております。

しかし、平成5年に一部改正し、施設・備品等の軽易な修繕は足寄町観光協会の負担となっております。

そこで、これでの町の維持管理費の関係でございますが、平成元年には町費200万円及び施設備品として82万円をかけて整備をしてきたところでございます。

それから、土地の使用料につきましては、これは町が借り受けをしているということでございますが、実際のその支払いの関係につきましては、茶屋の売り上げ額から試算をして計上された金額、これを町が徴収をし十勝東部森林管理署に支払っているということに

なっております。

次に、今後の継続についてでございますが、建物の老朽化が著しくなっており、また、トイレ等が旧式であることを含めて、改善の検討も必要であるというふうに認識をしているところであります。町といたしましては、場所等を含めて、さきに述べました阿寒国立公園オンネトー地区連絡協議会の提言を待って検討してまいりたいというふうに現段階考えているところでございます。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次の湯の滝に生息する魚の駆除についての御質問につきましては、教育委員会委員長から答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 教育委員会委員長、答弁。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 次に、教育委員会から湯の滝に生息する魚の駆除についてお答えをいたします。

平成12年9月に湯の滝が国の天然記念物に指定され、この前年から、職員によるテラピアなど外来種の魚類の駆除を行ってまいりました。

現在まで、たも漁での捕獲を初めポンプでの水抜き、わな、刺し網等、さまざまな方法での駆除を行ってまいりました。

特に平成18年からは、環境省直轄のグリーンワーカー事業による駆除作業を実施し、テラピア、グッピー等7,000匹以上、今年度では5,000匹以上の捕獲をいたしました。完全駆除には至っておりません。

湯の滝周辺における外来魚の駆除は大変な困難な課題と考えており、平成20年度、環境省では、グリーンワーカー事業の成果をもとに、徹底した駆除方法を模索するための調査委託を検討しているとの情報を得ております。

今後も、環境省と完全駆除に向けて協議・調整を図ってまいりますが、湯の滝周辺の生態系の中で強い繁殖力を示す外来種の魚類に

対して、長期的な視点に立って環境省、文化庁、北海道と協議し、望ましい湯の滝の管理のあり方を検討し、対応してまいります。

以上で、谷口議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 今、御答弁をいただきましたので、経過についてはおおよそわかりました。

それで具体的にお伺いをいたしますが、建物の所有権の関係については、国から買い受けたということになっておりますね。これはしたがって町が買い受けをして、46万何がして買い受けたと、これを現在は観光物産協会の方に貸し付けているということの理解でよろしいんですね。

それで地代の関係については、土地料ですね、土地の使用料の関係については、

20ヘクタールだと思うんですが、あそこは売りに伴って、それにかかわって、そこから算定される金額で国に支払うということになってるということでございますね。

建物の関係でもう一度、念を押して伺いますけれども、湯の滝から湯水をとっていた給水管があるんですが、後からまた湯の滝の関係でもお伺いいたしますけれども、この湯水管の関係については、この中に入っているのかどうか、お伺いをいたします。

実は、多分今までのこの経過の中で、オンネトーの施設に湯の滝から持ってきたお湯ですよ、およそ3キロなんですけれども、これを撤去せよというような指示がされているはずなんですよね。

これはレンジャーサイドから言われてるかどうかわかりませんが、これは建物のその中に全部含まれてるのかどうか、この点についてひとつお伺いをいたします。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） 森林管理署から借り受けを受けている土地につきましては、茶屋の入り口から駐車場含めて茶屋施設内だ

けで、湯水施設については、この部分には入っていないというふうに。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） わかりました。じゃあ、もちろんそれは湯水施設で給水施設ですから、使用料の中には入っていないと、要するに現在支払っているのは土地の使用料だけで、湯水施設の関係についてはそれは入っていないと、こういうことですよ。

そうすると、この施設の撤去を求められるということはないということになりますよね。例えば環境省から、この施設を撤去すれということになると、今は使用しておりませんからね、撤去を求められるということになると、それはその施設を借り受けている町に、その施設を撤去せよということは普通ないはずですよ、そういう理解をさせていただきか、この辺どうかわかりますか。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（細野博文君） お答えいたします。

環境省の阿寒地区国立公園の管理計画の中に、茶屋につきましては、同規模であれば更新を認めると、そういう施設となっておりますので、撤去をしなきゃならんと、環境省の方から、撤去をしなきゃならんとというふうな指示はないというふうに考えております。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） それはそのとおりなんです。それは貸付条件の中で、あそこは自然公園法の二種地域になっておりますのでね、周辺は一種なんで特別保護地になってますけども、あそこの地はね、あそこの建物のあるところは二種でありますので、特に特段の制約というのはね、一定の制約はかかっておりますけれども、特段の制約というのはないんですよ。だから貸し付けてる建物の改修等については可能なんです、それは。

ただ、これから私お伺いしようと思ったん

ですが、将来的な構想の関係でお伺いしたいと思っただけなんですけれども、今伺ったのは給水管なんです。あの建物に湯の滝のお湯を引いていたんですよ、その施設が撤去せよということの話がいわゆる環境省の出先から出てくるかどうかということ伺ったんですがね、それはなぜかということ、湯の滝の施設そのものも撤去せよと伺ってますよね。

例えば階段とか、それから脱衣所だとか、上の湯だまりの関係の施設、これは撤去せよと、これは後から申し上げますけれども、そういう関連でこの給水の施設、パイプですけども、これも撤去せよということに来ていものなのか、あるいは、既に使用してないんだから、使用してないというのは、建物を使用していないんでなくて、給水管は使用していないんだからこれは撤去せよと、いわゆるそれを使用しているですよ、給水管は使用していない、建物を使用している町の方にこれレンジャーの方からそういう要求が出てくるのかどうか、これを今確かめてるところなんで、その辺わかれば、わかる範囲で結構ですからお聞かせいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず現状、湯の滝からお湯を引いていたということでございますけれども、これにつきましては、正確な年度はちょっと、今現在、手元に資料ございませんけれども、私が就任してからたしか2年目ぐらいだったかなというふうに思いますけれども、湯の滝、そのマンガン生成されているところへの湯量自体が相当減ってきているということもあって、これはお湯を送るということだけはもう既に取りやめをしてるというのは、これは間違いございません。

問題は、議員仰せの管の撤去について、これまで撤去せよという御指示をいただいたことは、私の知る限りではございませんし、もっと言えば、施設自体が、こんな言い方したら叱られるかもしれませんが、町が

茶屋のために引いた施設ではないというふうに認識しておりますから、いずれにしても、そこら辺は、今現在あそこの地区をどうしていくのかということ、先ほど申し上げた協議会を設置をしながら、そこには当然環境省も入っていただいておりますし、あるいは森林管理署も入っていただいておりますから、それはトータルの中で協議・検討をしながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

現時点では、撤去せよということは、そういう御指示はいただいております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 正式には出されていないということで判断をいたします。

たしか現在使用している使用者の方に、これは撤去せよということで来ているのかもしれない。それは私も今確かめているわけではありませんので、ただ、あそこは施設してから使用してないものは撤去しなきゃなんというこれありますから、現状復帰がありますから、あそこは一種地域になっておりますのでね、この間は。

例えば、オンネトーの例えば建物建ってる施設、それからキャンプ場の方は違いますから、あれは一種になっておりますから、あそここの建物建ってるところは先ほど言いましたように二種になっておりますね。それから湯の滝の方も一種、二種がありまして、建物、あずまやとか、それは二種になってるんですよ、建物建ってる。一種はできませんので、そういう関係で小班から外していったんですよ。したがって、ほかの方は一種になっておりますので、現状復帰が義務づけられます。

そうすると、この使っていないパイプをそのまま置くということは、管理する省庁とすればできないことで、これは元に戻してくださいということになるんですよ。それが現在の森林管理署に行くのか、それともそれを

施設を借り受けている町に来るのか、これは当然当然予想しておかなければならないことですので、先ほど町長から言われましたように、将来の協議会の中で検討していかねばならないというその項目の中にぜひ入れておいていただくか、それとも環境省とのきちんとした調整を図っていくか、これは当然必要になってくると思います。その件については、そのことにとどめておきます。

それで、先ほど町長の答弁の中に、維持管理の関係で御答弁がありました。維持関係について、老朽化して、もうほぼ限界に来てるといような状況だと思います。

もともとあの施設は、当時の営林署の林道作業場の事業所、宿泊所として建てられたもので、それで利用されてきましたから、宿泊施設だったんですよ。

したがって、当時、十勝青年の家もあの当時ありましたので、そういう関係でお湯を引いてというそういった構想でやられたものですから、今だったらとても許可されるものではないと思うんですけども、当時なら許可できたんだと思いますけれども、そこで維持の関係で一定程度の経費、先ほど200万ほどと言いましたか、かけて、それは現在その管理・改修、改修と言っていいかわかりませんが、管理の関係で軽微なものは観光協会にやってもらうよということですよ。それから一定程度かかるものについては、それは行政の方で負担するということと伺ったんですが、ただ、そういう考え方でいいかどうかということなんですよ。私が申し上げたのは位置づけなんですよ、問題は。

今後の関係にちょっと引っかかっていきますので、これもあわせて今お話をさせていただきますが、今後この施設がオンネトー周辺の観光客の皆さん方に感動を与えるという表現をしたんですけども、記憶に残る場所として生かしていきたいとすれば、あの施設をどういうふうに生かすかということにもかかってきますよ。

したがって、単なる茶屋として、表現悪い

ですけど現在ある名前として、茶屋として生かしていくのか、それともそれ以外のいわゆる物販なども含めたそういうものに発展をさせていくのか、いくのかですね、いわゆる観光客の休養の場として活用するというそういう考えがあるのかどうか、ここなんですよ、問題は。

それによってはね、建物にお金をかける、あるいは建物のデザインだとか、いわゆる環境に合わせたそういったものに仕組みを変えていくとかということにやっぱりしていかなければならない性格のものなんですよね。

特に私が強調したいのは、あそこは特別な地域なんですよね。特別な地域で、実は例えばポートだとか、それ以外の例えば看板だとか、いわゆる景勝景観地でありますのでね、一定程度制約はされるんですが、余分なものは一切置かないということがやっぱりあその自然を保護する最大のことだと思うんですよね。

したがって、あそこに本来そういう建物があっていいかどうかということの議論もあわせてしていかなければならないと思うんですよ、それでいいかと。

今、あそこに電気自動車を入れるみたいなね、それは環境の問題だと思いますけれども、そういうものを入れて、自然を壊さないようなものをつくっていいこうということの発想も一面ではありますよね。

そうすると、これからその施設を例えば経済的な面の側面で活用していいこうということが果たしてベターなのかどうか、こういうことの基本的な考え方は、行政として持たなくちゃいかんと思うんですよ。

それは協議会で協議をしてもらおうということも大事ですけども、町としてまずやっぱり基本的な考えをやっぱり持っていないとうまくないというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょう、見解を伺いたい。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたしま

す。

まず、先ほど来申し上げている平成17年度に、まさしくオンネトー周辺今後どうあるべきかと、これは私の思いもございまして、これまであそこの地区については、湖畔の道路の拡幅の関係、あるいは上螺湾地区から入って行って、これちょっと変則になっておりますけれども、道道が残りあと5キロぐらいですかね、そこまでが道道になっておりました、その先はまた町道になってるということもあって、上螺湾から行った場合については、本当に幅員の狭い砂利道ということになっているということもあって、私が首長に就任してから、あの地区今後どうしたらいいんだということで、いろいろ相談やら協議した中で一つ明らかになったのは、まず湖畔のところの道路については、あそこは道道であります。

これは拡幅の要望、御案内のとおり大変なシーズンは観光客の入り込み、もっと言えば大型バスも入ってきているということでもありますから、これはもう交通安全上も大変危険だということ、これはかねてから拡幅の要望を北海道の方にしていたというふうに引き継ぎを受けております。

しかし、これは北海道の結論としては、あの湖畔に面したところでの拡幅というのは、これはもうあり得ないと、できないと。どうしてもということであれば、湖畔のそばではなくて、山の方に入っていくのを得ないというふうな答えだということでございます。

そうしますと、私は、そうであれば、そうであれば、そのことについてはもう断念せざるを得ないんじゃないのかと、山の中に入っていくのであれば、これは利用価値含めて、観光資源としてのオンネトーの位置づけも含めてこれはちょっと目的を失ってしまうなと、こんなふうに思ったところでございます。

あわせて、先ほど申し上げた上螺湾線の道道の関係、これはさらに延伸をしていただい

て最低限の拡幅、舗装化についても、私、就任してからも、北海道にもいろいろ重点項目の一つとしてお願いをしてきたところがございますけれども、これまた、なかなか難しいという返事もいただいたところがございます。

そういう中で、将来のあそこのオンネトー、すばらしい自然どうするのか。それからもう一つあるのは、あの地区につきましては、御案内のとおりマンガンの関係も含めて多くの学者の先生たちも訪れておりますけれども、一様に、すばらしい地区だねと、しかし、このままにしておくんですかと、このまま車、何の規制もなく入っていったときには、あそこいわばすり鉢ったらちょっと表現悪いかもしれませんが、低まっているところでもありますから、これはもう自然自体が、木々も含めてこの影響たるや、本当にもう進んだら一気に進んじゃいますよというこんな御心配の声もいただいたところがございます。

そんなことを含めて、あそこの上螺湾から茂足寄ですか、昔でいえば大規模林道、この計画も着々と進んでおりましたから、そのことも念頭に入れながら、この17年のときの協議会を発足するとき、あそこの湖畔の交通安全対策どうしていったらいいのかと、場合によっては通行どめという方法もあるのではないのかと。

そうした場合、多くの観光客の車の収容をどうするのかと、そうすると雌阿寒温泉側と申しますか、そこの駐車場の整備も必要になってくるのではないのか、あるいは湯の滝側の駐車場の整備も必要になってくるのではないのか。

そんなことが可能なのかなのかを含めて、これはもう関係機関が一堂に会していただいて、あそこの地区というのは、決して足寄町の財産ではなくて、もう本当に国の財産だというふうに思っておりますし、もっと言えば、足寄町があそこに権限の及ぶところというのは一つもないんですね。

本当に一部の先ほど申し上げた湯の滝側の駐車場までの町道の部分しかないということでございますけれども、しかし、これは環境省、あるいは森林管理署、もっと言えば土木現業所、それから十勝支庁も入っていただいて、この地区を一体どういう将来的に残していくのか、あるいは整備をしていくのか、それぞれの持ち合いにおいているんじゃないものといえますか、御意見をいただきたいと、もっと言えば金も出していただきたいということを一つの検討課題にさせていただいて、そういったことを検討していただきたいんだと。

その中の一つとして、茶屋の分についてもあの場所がいいのか、これはとりわけ、今はNPOになりましたけれども足寄町の観光協会、あの場所がいいのかどうなのか、谷口議員もお話しありましたけれども、あの場所で今の形態でいいのか、場合によっては駐車場を整備する際にどちらかの方に移る、もっと言えばそこで物販なんかもしていくというようなことも含めて、将来展望もぜひその中で考えていくべきではないのかと、こんな何点が問題提起もさせていただきながら、できるだけ早く結論をいただきたいということをお願いをしていたわけでありましてけれども、今、いろいろ幹事会等々も含めて数回にわたり検討をしていただいておりますけれども、今、道路の関係、先ほど議員もちょっと触れておりました例えば電気バス、あるいは電気自動車、あるいは電気自転車、あるいはもっと言えば、もうあそこの自然を楽しんでいただくためには、一切シャットアウトして、遊歩道的なものの整備をしたらどうかだとか、いろんな御意見と申しますか、議論はしていただいておりますけれども、まだ結論には至っていない。

今年度、平成20年度ですか、20年度にちょっとこれは弟子屈の摩周湖周辺で社会実験的なことを取り組んでいるという、これは運輸局の方の補助制度でそういった取り組みをしてるという情報も担当の方でキャッチを

しまして、そういったことも含めて今年度、試験的に取り組みをできないのかというようなことも前向きな取り組みといいますが、検討をしていただいているということでございます。

そこで、そこで茶屋の現状、相当老朽化しているというのは、私も認識をしております。そこで軽微な修繕でない分については、これは町がしなくちゃいけないという契約に変わってきてますから、それはその判断というのは必要なのかなというふうには思っておりますけれども、余りにもお金がかかってしまうのであれば、冒頭の契約どおり、途中で断念せざるを得ないというようなことにもつながりかねないということも含めてあって、先ほど申し上げた協議会での検討の結果も、できるだけ結論を急いでいただく中で、少なくともあの地区には、あの場所がいいかどうかは別にいたしましても、私自身もああいう施設というのは必要だと、もっと言えば、少し物販なんかもして、少しお金を落とさせていただき仕組みづくりも考えていく必要があるなというふうに私は思っているところでございます。

現状の検討状況等を含めて少しお話をさせていただきます。御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 今、町長の方から伺って、なかなか難しい判断をしなければならぬということはおくわかんなんです。私は先ほど冒頭、オンネトーの周辺の自然環境はという言い方をしたんですけども、ここで経済活動なんていうことを入れてもらっては余り困るんですよ、正直申し上げます。

確かに自然というのは、経済活動のための資源として役割を果たす場合もありますけれども、本来やっぱりそれ自体が豊かな人間生活にとって不可欠なものというふうに位置づ

けると、先ほど町長が言われたように車も入れないよ、自然環境というのは、未来永劫そのまま姿を維持していくなんていうことはなかなか難しいことですが、少なくとも人間が手を加えて変えていくということだけはやっぱり避けていかなければならないということからすると、このオンネトー施設の維持・継続をそのまま置いていいかどうかというところに実は迷いが生じるわけですよ。

しかし、それは私の迷いでありまして。しかし、結論を出さなきゃならぬということはわかりますよね、確かに。出さなきゃならぬという、施設があるんですから。御承知のようにね、あの施設でない、あの周辺一帯は、足寄町にとって経済効果というのは余りないんです。それはおわかりのようないんですよ。

しかし、足寄町にとって観光の呼び水であることは確かなの。十勝管内でも観光地の実績でも、やっぱり平均ずっと安定的に40万以上の入り会いと申しますかね、それを見ていくというのはなかなか難しいことなんですよ。

時には上がったたり下がったりしますけれども、大体あそこは安定的に来てるわけですから、これは足寄町の呼び水であることは確かなんですよ。しかし、ここを経済効果があるからこれを何とかそういうものに生かしていこうということだけはやっぱり避けていく必要があるんじゃないかという気はするんですよ。

それは私の気持ちでありまして、先ほど言いましたように尊重するとすれば、先ほど言われましたその協議会の中で大所高所からやっぱり検討していただいて、一定の結論を出すということに早急にしてもらいたいというふうに考える思いでございます。

それで、これまで例えば内部の施設を改修した、それから例えば屋根の色を変えたとかという、もしそういったことがあるとすれば、それは環境省に届け出をしてやられてる

かどうか、これはおわかりでしょうか。わかればひとつ御報告いただきたいんですけども。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど、途中で契約の内容の変更をしたということで、軽微なものについては観光協会だと、躯体にかかわるものについては、言葉をかえれば町がということで、契約の内容を変更したということでございますけれども、変更をした後、当初ではお金を少しかけましたけれども、その後町費で改修をしてきたという事実はございません。したがって、環境省、あるいは森林管理署とのやりとりも町としてはございません。

ただ、一部軽微な部分で観光協会で作るかやってないかというのは、これはこの場でちょっとお答え、手元に資料もございませんので、ちょっとわかりかねますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 今伺ったのは、お金をかけたときに例えば施設の例えば一部改修、改修という言い方するとこれね、ちょっと誤解を与えますけれども、例えば屋根のふきかえをしたとか、屋根の例えば色を変えたとか塗りがえしたとか、これはやっぱりその都度当該環境省の方にもやっぱり承諾を得ておかないとできないことになっておりますので、だから施設関係をいじるときは、必ずそれは届け出をしなきゃならんことになっておりますので、これは行政の方でわからないということではなくて、このチェックはやっぱりきちんとしておいた方がいいと思いますね。

それから、今後の施設の継続の関係でお伺いをいたします。別な場所という先ほど町長は言い方されましたけれども、私は、今現在、別な場所というのは考えられないんです

けれども、今賃貸を受けてるあの箇所以外に例えばそういったことの議論があるのかどうか、別な場所でそういった議論があるのかどうか、もしあれば、その点ちょっとお伺いしておきたいんですけども、よろしゅうございますか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） この間の協議会では、まだそこまで、茶屋の扱いはまだ具体的な議論にはなっていないというふうに聞いております。

私が問題提起をしたのは、先ほど来答えているとおり、私の認識としても、建物自体が相当古いものですから、あれに手をかけるといことになれば、相当大がかりなことになってしまうなというふうに思っております。

そこで、観光協会の方ともちょっと若干お話ししましたが、残念なことに、あそこは茂足寄の物産館で、途中で地元でもう手に負えないという話があって、実はあそこが建物が今利用されていないということもございまして、場合によってはあの建物の活用も含めて、もちろんあのやつを持っていくということではありませんけれども、あの活用も一つあるぞというようなことも念頭に置きながら、どうあるべきかということは検討してもらいたいという、そんな問題提起をしているのは事実であります。

それから、先ほど私、別な場所、あるいは経済活動ということもお話をさせていただきましたけれども、私の思いとしては、やはり議員仰せのとおり、あそこで何か多くのお客さんと呼んで金もうけをしてというのは、これはなかなか私も難しいというふうに思っているんです。

ただ、この協議会の成り行きによって、例えば交通の問題含めて何かの規制をかけて何らかの対応、例えば貸し自転車的なものを置くすれば、当然それを管理する人も必要になってくるということもありますし、それから本当にそんな高額なものでない、ちょっと

したお土産程度のものということ、仮にそこで収益が上げられるんだとすれば、あの地区を守っていくための財源化ということにもつながるのではないのかというそんな思いで、そんなことも含めて一つの問題提起として協議会に問題提起をさせていただいてるということでございます。

あそこに例えばだれか民間業者の人で、あそこで何か商売やって金設けする人いませんかということ募集をして例えば売店を並べてだとか、そんな思いは私自身も持っていません。

ただ、協議会の中でどんな議論になるかというのは、これは私はそんな制約のない中で、ただ、法的な規制の大変厳しい地区であるということも認識もしておりますし、そんなことも含めてフラクショナルな中で協議・検討をしていただきたいなということで、もう少しその協議の経過を見守りたいなというふうに思っております。御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） まだ詰まっていないことですからね、軽々しくそういった考え方についてなかなか出し切れないというところはわかりますが、権限の問題もありますのでね、例えば足寄町があそこの景観を権限持ってやってるということではありませんので、確かにそのとおりです。

ただ、やっぱり現実問題としてあの経過を見てみると、あの施設に、あの周辺に、あの環境の中で例えばあそこに建物を建てて、例えば一定程度の経済活動がされているということは、今ではできないんですよ、もう既にね。これからはできないと思います、これはね。許可でも恐らく許可されないでしょう。今だから例えばされると。

したがって、例えばあの規模で改修・改築、別なものをつくるにしても、それは関係省庁では認めるよという言い方をしてるんだと思いますね。ですからその法的な規制も

あますから、そこをよりどころにして、例えば一定程度その施設をこれから将来的に発展させていこうと、この前提として、例えば自然保護ということを最大限念頭に置いてやっぱり考えていかなくちゃならんということであれば、理解できないわけではありませんけれども、今いみじくも言われましたように、あそこに例えば行政がかなり大きな投資をかけて建物をつくる、今、例として言われましたけれども、例えば茂足寄にあるあの建物を、今使っておりませんので、あれをそっくり移動して運搬してあそこに置いたらどうかという、それは考え方としては可能だと思いますけれども、相当の経費がかかりますよね、建てるよりはかからないかもしれせんけれども。

そういうことで例えば軽微な食堂と例えばあるものを販売できると、その利益は周辺環境整備に使えればというこの発想は、今、町長が言われたことはそれは歓迎すべきことなんです。それは神社仏閣の考え方と同じで非常に大切なことなんで、これから検討するに当たっては、そういう思想もきちんと持った上で検討してもらいたいなというふうに思うんです。

私は、できることならば、できることなんです、本来のあそこの自然の姿に戻していくというのが本来の考え方になるべきであって、ああいうところは人間がつくろうと思ってもつukれないもんですから、つukれないんですよ。自然がつくって初めて人間が感動するんで、人間つくったら何の感動もせん、それはね。

そういうところであるだけに、特にやっぱり大事にしなければならんという地域であるだけに、このことはやっぱり相当肝に銘じて今後の検討に生かしていただきたいと思いますというふうに思うんです。

それで、時期的なもので伺いたいんですけども、この協議会との検討は、大体結論としていつごろ出される予定であるのか、お伺いいたします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） おおよそのめどとしては、平成21年までには何とかということをお願いをしてるという経過でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） あそこは冬期間は閉鎖しておりますからね、夏場だけですけれども、建物がつぶれることはないと思いますけれども、もつかどうかということですよ、あと2年間。

それともう一つ伺いますが、現状のところでお伺いすればよかったんですが、あそこで発生する汚水の関係についての処理はどのようにされているか、把握されておりますか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） ちょっと現状ですね、手持ちに資料がございませんので、直ちにはちょっとわかりかねるということでございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 私の方から具体的に箇条書きにすればよかったんですけれども、維持管理といえ、大体おわかりだろうと思って聞かなかったんですけれども、汚水の関係についてまだ、後から調査していただければわかると思うんですけれども、実はあそこで大失敗してることもあるんですよ、あの施設で。

というのは、あそこに温泉を引きましたよね、湯の滝の温泉を引きました、これは青年の家にも引きました。それでその温泉を使ったお湯をオンネトーに流したんですね、下流、川がありますから流したんです。したがって、湖水の端の方に流したんですね、入れたんです。

そうするとあそこにどういう現象があったかということ、あそこには日本古来のニホンザリガニが生息しておりましたね。在来種ではないです、アメリカザリガニではないんです

よ、固有のニホンザリガニだ。これがあの川、あそこに昔水門があったんですけれども、一番下の端の方にですね、今オンネトー茶屋に入ってくるころのあそこに橋があってコルゲート入ってますけれども、あそこに昔は水門があったんですけれども、あの川全部ザリガニが生息してたんですよ。これが全部だめになっちゃったんですよ、お湯入りしましたから。

湯の滝のお湯ね、両方から、十勝青年の家と作業所の方から両方入っていきましたから、それでオンネトーの水もあそこ流れていきましたので、あそこに生息してたザリガニ全部だめになったというそういったいきさつがあるんですよ。

恐らくは、具体的には生息調査をされていないと思うんですよ、そういったことのね。それは私は経過見ておりましたので、これは非常に残念な結果であったということから、今伺ったんですが、これはまあ後から、非常に大事なことですからね、恐らく今は浸水方式でやってると思うんです、くみ取り式ではなくて。トイレの関係は別ですけども、生活水の関係はね。そういうことで一回とめて浸水させて上水を流すかというそういう方式になってるかどうか。

もしそうだとすると、やっぱりその周辺の河川を汚してるということには変わりありませんので、続く環境ですので、あそこは、オンネトーに続く環境でありますので、これはひとつ十分注意してかかってもらいたいなというふうに思うところであります。

この1点、2点の関係については、私が今申し上げましたことでございますので、ぜひ今質疑させていただいた議論させていただきましたね、そういったことも踏まえて2年間の中で一定の結論を出すということでございますので、それ以上の御質問はいたしませんけれども、ぜひそしたらいい、町民に喜ばれる、しかもあそこに入ってくる人の方の心を感銘するような、そういった生かし方をぜひお願いをしたいというふうに思っております。

す。

次に、湯の滝に生息する魚の関係についてお伺いをいたします。先ほど経過について教育委員会の方から御答弁をいただきました。私、教育委員会の方から答弁もらうということではなかったんですよ。これは観光資源ということで質問させていただきまして、教育委員会の方、それは学術的なことからかかわっていたのは教育委員会ですから、そういうことで御答弁をいただいたということで理解をいたしますので、あわせて再質問の関係についても、多分教育委員会の方からお答えになるかもしれませんが、それはお許しをいただきたい。

それで、御承知のように、残念ながらあここに熱帯魚が繁殖したと、先ほどテラピアという話もしたんですけれども、そういう魚、テラピアとグッピーと言いましたか、恐らくだれかが放したんですよ、あそこへ。心ない方があそこに魚を放した、熱帯魚が、熱帯魚を放したんですよこれはもう大問題なんですね。

本来あそこに魚がいるなんていうことは考えられないんですよ。本当に考えられませんかよ。それにあそこに魚がいるよ魚がいるよということになってこれは驚いたんですけれども、あれ以来随分時間がたちまして繁殖に繁殖重ねてなかなか絶えないと。先ほどお話しありましたように、いろんな手法でやってみたけども、まだかなり生息してるということで報告がありました。

それでね、有害という位置づけをとってますよね、先ほど。教育委員会の行政報告の中でもありましたけれども、有害駆除ということの表現をしてるんですが、これ有害というのはどういう位置づけなのか、これは定義みたいなもんですけれども、御答弁いただけますか。有害というのは何で有害なのか、ちょっと理屈っぽくて申しわけありませんけれども、お答えいただければ。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） 大変難しい御質問

でございますけれども、いずれにいたしましても、本来いてはならない魚があそこに存在をしてるという状態でございます。

それからもう一つは、その魚そのものがマンガンを生成するバクテリア等を、藻でありますけれども、それを食べるという大変マンガン生成上好ましくない状況に至っているという状況でございます。

それからもう一つは、滝が2条ありますけれども、右滝の方の上部の湯だまり、それから中段の湯だまり等に万が一直接その魚を持ち込まれるということになれば、一層マンガン鉱物の生成上大変大きなダメージを受けるというようなことになるということでございまして、いずれにいたしましても、外来種ということでございますので、それは有害としてその処理をしていかなきゃならないと、このように思っているところでございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） そういう意味では有害という位置づけをとったのは、マンガン生成上、環境にとっても有害だということですよ、環境上ね、あそこに本来いるべきでない、生息するはずのない魚がいるということでこれは有害だと。

有害駆除ということになるとね、これは人為的に強制的に駆除をかけても構わないんですけれども、先ほど文化庁、それから環境省、それから道、それは学術上なのかもしれませんが、そういうことで駆除について研究をされてるということですか、そういう理解でいいでしょうか。

駆除することについて研究すると、検討はされているということで、その方法について、駆除の方法についてやられてることなのか、有害で有害についてされているのか、その辺についてもしおわかりであればお答えいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

環境省自体の事業で18年度、19年度、グリーンワーカー事業で進められてきて、その結果に基づきまして平成20年度、環境省の方では、その駆除の方法について模索をしていきたいと、あくまでも駆除ということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 御承知かと思えますけれども、今の現状ですね、自然形態の中では、例えば下の湯だまりありますわね、大きな湯だまりがありまして、あれはマンガンをとったところなんですけれども、あそここのところから魚が遡上していくということはないんですけれども、人為的に持ち込まれたら困るということでは言われたとおりです。

心ならずもそういったことになったら、これはえらいことになりますので、しかも成魚、稚魚を問わず、ああいうものが持ち込まれたらまた破壊されてしまいますので、これは全滅をさせなきゃならんという前提ですね。だから駆除について3者協議なり4者協議をしているよということですよ。

この駆除に随分協力をして、例えばボランティアも養成をして町の方ではやっておりますが、これを駆除するという所管はどこなのでしょう。責任持ってやらなければならないというのは、環境省なのか、それは森林管理する管理署なのか林野庁なのか、これについておわかりでしょうか。

議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

教育長（加藤和弘君） お答えをいたします。

駆除につきましては、先ほど申し上げましたグリーンワーカー事業は環境省の所管でございます。環境省の中、その事業の中身で外来種の対策事業というのがございます。

外来種の捕獲・除去作業、それから外来種に関する調査等については環境省で行うと、このようになってございますし、また、文化庁につきましても同様、天然記念物を保全し

ていくという前提から、外来種でありますテラピア等の駆除については鋭意努力されたいと、このように言われてございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） どうもはっきりしないんですよ。所管するのは環境省は自然保護関係ですよ、環境省はね。本来、土地を管理している、所有してるのは林野庁ですよ。

そうすると例えばね、こういうたとえ出してよくないかもしれませんが、町がそこへ神経を使って、例えば行政報告でもこれを駆除せんきゃならんというのを報告してますよね。そうするとこれは行政がやらなければならないという分野なのかもしれないですよ。そうなるわけですよ、行政もそれについてやらなきゃならん。

本来この種のものは、そこを監督する官庁が責任を持って駆除するというでなければならぬはずなんです、これ。これがどうもね、いや、地元自治体だとかさ、しかも地元自治体のうちの教育に関係あるから、マンガンなんてのは教育研究だから教育委員会の方だとかということでは本来おかしいんですよ。本来おかしいんです。

私はここで申し上げてるのは、本来これ自然資源ですから、自然の資源ですよ、あれ。観光資源というのは自然の資源ですよ。そうするとこれは国が責任持ってやるべきことだと思っているんですよ。だれがやったにせよですよ、どなたがやった行為にせよ、それは本来そうあるべきだと思ってるんですよ。

だからあそこで失敗してる例が、関連してちょっと申し上げさせていただきます。あそこに湯の滝園地あずまや・平成7年、それから湯の滝園地休憩所・7年、これは道の施設ですね、建てました。それから足寄町では湯の滝公園公衆便所つくりました。これは足寄町の管理です。こういうふうになってくると

何が何やらわからないんですよ。

同じところに建物が幾つかあって、それが道の施設であったり町の施設であったり、建物ですよ、しかも一体的に管理してるのが国有林であって、それを指導監督、法律上制限を加えているのは環境省ですね、保安林の指定もされて、あれはあそこはレクリエーションの森の一角入ってるんだと思いますけどね、そういうふうにいわれる環境はそういうふうになってるんですよ。

それであそこに、例えば湯の滝のお湯のわいてるところですね、あそこに野天ぶろをつくらう、それから脱衣所をつくらうってつくりましたよね、あれは町が申請してつくったでしょう。あれは町の施設ですね、たしか。違いますか。

それともう一つ関連して、あそこへ上がっていく階段と手すりですけども、これは町の施設じゃないですか、町でつくったものではないんですか、ちょっと伺います。

議長（吉田敏男君） 答弁調整のため、10分間休憩します。

午後 3時10分 休憩

午後 3時28分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁調整のためにかかなりの時間を要するようでございます。それできょうはこれで終了したいというふうに思います。

延会の議決

議長（吉田敏男君） それでは、お諮りをいたします。

本日はこれで延会にしたいと思えますけれども、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会にすることに決定をいたしました。

延会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで延会をいたします。

次回の会議は、3月11日午前10時より開会をいたします。

午後 3時29分 延会

